

史料紹介

下総国印旛郡小林村関係文書

菅原憲二
矢嶋毅之

ここに目録と一部の史料を紹介する下総国印旛郡小林村関係文書（以下、小林村文書と記す）は、現在成田山新勝寺内にある霊光館に所蔵されている。同館の架蔵に至ったのは、一九九六年一月、神田源喜堂から購入したことによる。当初から断簡類が多く、同館学芸員矢嶋は連続すると判断したものを一括するなどして、一点充封筒に入れて整理し、その員数は二五六点となっていた。その後二〇〇四年五月から菅原が、千葉大学文学部史学科の古文書実習の対象として整理をすすめて、二〇一〇年九月の目録完成によって二四五点となった。今後の精査によっては多少の増減があるかもしれない。

一

本文書群は、その内容から推測すると、小林村馬場方の名主であった川村家文書であった可能性が高い。詳し

表1 小林村村役人名一覽

(典拠：小林村文書)

年月日	名主名	与頭名	備考
寛永17.3.一	(名主共)		
明暦2.2.22	八右衛門、隼人、四郎右衛門		
明暦3.正.17	八右衛門		
寛文2.8.2	八右衛門、隼人		肩書は百姓
寛文6.12.20	八右衛門	組頭衆中	
天和2.9.一	八右衛門、次左衛門、十兵衛	吉兵衛	
元禄8.3.23	新五左衛門、十兵衛		肩書は扱人
元禄9.7.一	(馬場村) 新五左衛門	吉兵へ、藤右衛門	
宝永元.6.一	新五左衛門	伝八郎、吉兵へ	
宝永8.3.3	新五左衛門	吉兵へ、伝八郎	
享保元.11.6	新五左衛門、源右衛門、利左衛門	武右衛門、吉兵へ、三郎兵へ	
享保8.5.一	利左衛門、源右衛門、新五左衛門	武右衛門、伝十郎、三郎兵へ、次兵へ、吉兵へ、助八	
享保14.9.27	利左衛門、四郎右衛門、七郎右衛門		
享保18.5.11	利左衛門、新左衛門、四郎右衛門	佐兵へ、源右衛門、定右衛門、伝十郎、茂左衛門、助八郎	
享保20.5.4	四郎右衛門、利左衛門、新左衛門	源左衛門	
元文2.2.25	利左衛門、新左衛門、四郎右衛門	佐兵衛、源左衛門、定右衛門、助八、茂左衛門、伝十郎	
宝暦12.8.24	八郎兵衛、宅右衛門、幾右衛門	専右衛門、伝十郎、三郎兵衛、清右衛門、佐左衛門	
明和元.9.15	幾右衛門、専右衛門、勘十郎	三郎兵衛、伝十郎、八(カ)左衛門	
明和3.11.17	(辺田方) 幾右衛門、専右衛門、勘十郎		辺田分名主退役につき
明和5.4.10	専右衛門、勘重郎		
明和7.3.4	専右衛門、勘重郎	伝十郎、茂左衛門、源兵衛、三右衛門、彦四郎、新右衛門	
明和8.4.19	専右衛門、勘重郎	伝重郎、茂左衛門、三右衛門、新右衛門	与頭彦四郎相手訴訟 台方名主勘重郎病につき、 名主仮役伝重郎
明和9.3.18	(馬場方) 専右衛門		
明和9.10.一	専右衛門		
安永2.12.一	専右衛門	三右衛門、七右衛門	
安永3.6.14	専右衛門	伝重郎、源兵衛、三右衛門、彦四郎、新右衛門、宮右衛門、七右(カ)衛門	
安永4.3.1	専右衛門		
安永6.6.一	専右衛門	伝重郎、源兵衛、彦四郎、新右衛門、専藏、七右衛門、三右衛門、新兵衛	
安永6.8.一	専右衛門	伝重郎、源兵衛、彦四郎、専藏、新右衛門、七右衛門、三右衛門、新兵衛	
安永8.12.10	伝十郎、新兵衛	源兵衛、七右衛門、三右衛門、源藏	
安永9.7.10	専右衛門		
天明3.6.28	専右衛門、伝重郎、新兵衛	源兵衛、清兵衛、専藏、七右衛門、三右衛門、佐左衛門	
天明4.10.24	専右衛門、伝十郎、新兵衛	源兵衛、清兵衛、七右衛門、三右衛門、佐左衛門、勘右衛門	
天明5.12.25	専右衛門、新兵衛		
天明6.8.一	専右衛門、伝重郎、新兵衛	七右衛門	
天明6.9.一	専右衛門、伝重郎、新兵衛	源左衛門、七右衛門、佐左衛門	
天明6.12.3	専右衛門、伝重郎、新兵衛	源左衛門、清兵衛、七右衛門、三右衛門、佐左衛門、勘右衛門	
天明7.9.一	専右衛門		
天明8.12.一	川村専右衛門		
文化元.3.12	新兵衛	清兵衛、佐左衛門、沖右衛門、専治、孫兵衛、源兵衛	
文化9.8.一	四郎右衛門	佐右衛門、三右衛門、孫兵衛、利左衛門、彦四郎、八右衛門、又四郎、平兵衛	
文政9.5.29	八右衛門	孫兵衛、佐左衛門、三右衛門	
文久元.7.晦	太左衛門	専右衛門、八左衛門	
明治4.10.10	専右衛門、勘十郎		
明治5.7.23	川村金十郎	山口八郎	

くは後に述べる本文と、表1村役人名一覧によって説明する。ただし本文書群の伝来状況が不明であり、出所が一つであるか否かも確認できない。^①一部には西小林新田の文書も含まれているので、ここでは仮に小林村関係文書としておく。本文書群の特徴としては一紙ものも多く、冊子体ものはほとんど無いことである。年代では最も古いものが寛永一〇年（一六三三）で、一七世紀のものが一割に近い点が注目されるが、全体としては近世全体にわたり近代まで至っている。文書の状態は必ずしも良好ではなく、全体として続紙の糊が剥がれている文書、虫損の甚だしい文書が多い。そのためであろうか、いつの時点か、原所蔵者の手か、後の所蔵者によるのか不明であるが、原文書による裏打ち修復が施されている。

下総国印旛郡小林村（以下小林村と略記する）は、現在では印西市に含まれている（一九五二年

下総国印旛郡小林村関係文書



図1 小林村周辺図（『明治前期関東平野地誌図集』柏書房、1989年、から）。
□は小林村、○は本文で取り上げた諸村である

までは木下町^{（みぎわし）}。中世後期以降、印西庄（領とも）を構成する村々の一つで、小林村を含む周辺地域は、東流する利根川支流将監川の南側、印旛沼の北西側の平野部を中心に、複雑に入り組んだ台地（牧）と台地下の谷および周辺部からなっていた（図1参照）。当該地域は近世を通じて開発が進行していたと思われる。印西庄の南東側は、木下河岸の辺りから印旛沼に流れる将監川流域の新田地帯であり、新田のほとんどが幕領に組み込まれて埜原新田一六ヶ村として成立した。小林村の近世初期の村高については、慶長七年（一六〇二）に検地、寛永一九年（一六四二）にも地誌検地があったが、詳細は明かではない。^②「元禄郷帳」によれば小林村は村高九九・二・七四七石、小林新田は同じく二一・九二二石である。貞享三年（一六八六）の西小林新田の村高は八七・四七九石であり、^③「元禄郷帳」のそれと一致する。この村高は「天保郷帳」でも変わることがなかった。おそらく村高自体は一七世紀中葉以後、変化は無かったものと思われる。なお、耕地面積、田畑の構成、家数、人口など、基本的なデータを知る史料は紹介する小林村文書には含まれていないが、家数は四〇（慶長七年（一六〇二）、「小林村鑑」、一四四（享保一九年（一七三四））、一五五（明和九年（一七七二））であり、人口は六一二人、六五五人（享保一九年、明和九年）であった。

近世初期の領主については関連文書が少ない。近世初期から村内は三つの組に分かれていたが、明暦二年（一六五六）の段階で、小林村の領主は永井弥右衛門、三宅太兵衛、佐橋甚兵衛の三人の旗本であることが確認できる（小林村文書13・14^④）。それぞれの給地は馬場方、台方、辺田方^{（だ）}と呼ばれ、それぞれに年貢納入責任者がいたようである（小林村文書8では、「永井）監物様之御持小林之名主隼人殿^⑤」とあるが、近世初期ではほとんど百姓という肩書きであって、後に名主と変わる）。このうち永井氏と佐橋氏は寛永三年（一六二六）～寛文三年（一

六六三)の間、下総国印旛郡に領地を有していたことが明らかである。⁽⁶⁾各旗本の給地高は明かでないが、辺田方は一五六石余りとされている。永井弥右衛門直元の父、永井監物白元は、寛永一〇年(一六三三)に東海道筋の巡検使として、小出大隅守之尹、桑山内匠貞利とともに発遣されている。三宅氏も佐橋氏と同じく、大番を勤めており、⁽⁷⁾小林村や、その周辺の印西領は近世初期、徳川將軍家の軍団を構成する旗本に知行された地域であったと思われる。寛文三年(一六六三)、いったんその状況は解消され幕領となった。その後この地域は新田地域を除いて、元禄一四年(一七〇一)には佐倉藩領、享保八年(一七二三)以降は淀藩稻葉氏の所領となり、そのまま幕末から廃藩置県にいたっている。

相給状況が解消されても、村内の三組はそのまま残っていて、各組には一名つゝ、名主がいたと思われる(表1参照)。しかし近世後期、明和年間には辺田方の名主幾右衛門が退役して不在となり、また台方名主勘十(重)郎も病氣となって退役し、仮役を願い出る状況となった。安永期には小林村の名主は馬場方の専右衛門(後述)のみとなる。天明期には再び三人の名主の名前が見られるが、その後も名主の名前が一人しか見られない時期が続く。ただしこれは確認を要する。今回は触れないが、小林村内部では村方騒動が頻発していた状況も反映していると思われる。

与頭(組頭)も近世初期から存在していた。おそらく各組から二〜三名出ていたと思われるが詳細は明かでない(表1参照)。

名主の称号が最初に確認できるのは、先ほども述べた寛永一九年（一六四二）、永井監物知行分（これは三宅太兵衛知行分の誤りと思われる）の隼人である。しかしこれは争論相手の瀧村側の認識である。隼人自身は小林村文書中では三宅氏知行分（台方）の「百姓」であった。

近世初期小林村を代表するのは実質的には「名主」であった三人の百姓である。彼らは、寛永期の願書では名前を記さず、印鑑のみである。後掲の史料集では（印A）（印B）（印C）（寛永一七年、小林村文書5、写真2）と表記した。

三人の百姓の家の印鑑を検証すると以下の様に変化していることが判明する。

- (1) A ↓ A ↓ A ↓ H ↓ H
- (2) B ↓ D ↓ F ↓ F ↓ I
- (3) C ↓ E ↓ G

(1) の印鑑を持つ家が永井知行分（馬場方）の名主となる川村家である。

川村氏は寛永一五年（一六三八）には旗本三宅の代官に願書を提出する三郎右衛門として登場する（小林村文書4）。彼の印影は（印A）である。（印A）の後継者は八右衛門であるが、彼は「川村」を名乗っていない。おそらく苗字御免でなかったと思われるが、川村家が小林村で由緒を主張できる家であったことは、文化末年のものと思われる願書にも明らかである。その一部を記す。

私先祖永祿元亀之頃分川村三郎右衛門分申浪士二罷在、田畑為開発諸浪人其外虚無僧并諸職人医者種々之人物招寄、分家差出し一村ヲ取立、天正之頃初 永井監物様御知行所二被 仰付、見取御年貢差上、其後

寛永年中御繩受仕、先祖三郎右衛門地引、庄屋相勤、御水帳出来仕（下略）（傍点筆者）（小林村文書127）

八右衛門の後、川村家の人物と思われるものはしばらく名前が見えない。川村氏が名主が勤めるのは明和期以降で、専右衛門の代である。それより前専右衛門は組頭であった（宝暦一二年（一七六二））。専右衛門は天明三年（一七八三）段階で一人で小林村の名主を務めていた（同97）。彼が退役願いを提出するときには苗字帯刀御免の身分であった（同112）。一九世紀に入ると川村家は家勢が傾いていくと思われるが、争論時には扱い人として登場し、依然として小林村周辺では重きをなしていると思われる。

本小林村文書中には、近世後期のものでは馬場方のもの、西小林新田の文書が多い。また幕末期の文書中でも川村家の名前を見出すことができる。

(2) の家、「隼人」の家は、三宅知行分（台方）の名主と思われる。後でふれる「はしり」百姓が出現したとき、彼は領主にわび言をして、百姓を保護した家である。彼の名前は後の文書には登場してこない。元禄期に子孫が「吉十郎」であることが僅かに確認できる程度である（同33、〔史料二五〕）。

(3) の家は佐橋知行分（辺田方）の名主の家で、明暦二年（一六五六）では「四郎右衛門」を名乗っている。佐橋知行分は、寛文期の小林村と物木村の入会争論では、馬場方・台方と違って、物木村と共同行動を取るようである。四郎右衛門の名前は一八世紀に入っても名主として見出すことができる（表1）。

以上のことから、本文書群は小林村馬場方名主川村家に、ある段階まで伝存したものであると推測される。

本文書群で注目されるのは近世初期の文書の割合が比較的高いことである。そこで一七世紀の文書を中心に若干の史料紹介をしておきたい。幕藩体制確立期の印西地域の社会状況を知る上できわめて興味深い内容を有している。

〔史料一〕～〔史料三〕は、走り百姓に関する史料である（〔史料一〕は下書カ）。小林村で寛永一〇年（一六三三）に三人の走り百姓が出来し、そのため隣家のものが質をとられる。三宅知行分の責任者とおもわれる「単人」が侘言をして、探し出すことを請け合っている。この走り百姓が尋ね出されるが、目安を上げて、一人は江戸で縄をかけられ、一人は追放という処罰を受けていることが注目される。連帯責任を問われた隣家は筆印を捺している経営不安定な階層の農民であり、三人が走った理由は「年貢無沙汰」であった。年貢を滞納せざるを得ない困窮した小百姓経営の実態があった。目安を上げる行為は禁止されていたが、人質をとられていたときは認められていた。彼らは処罰されてしまったようであるが、欠落をして目安を上げた小百姓の行動の背景には東隣の佐倉藩領と共通したものがあったと思われる。一七世紀中葉の佐倉惣五郎伝承の基礎となった、近世前期の下総地域の社会状況が推測される。ただし今後の当該地域の社会経済状況、年貢収納状況の検討を要する。

近世村落の成立過程で、入会野山、谷原の利用などを巡って、幕府の膝元である関東諸地域でも紛争が絶えなかった。そのため幕府は境目の検使をむしろ積極的に派遣していった。〔史料五〕にも名前の出る大番組頭松平

加賀右衛門正次、勘定組頭諸星清左衛門盛政が寛永一〇年八月「関東の国々山野境論の檢使におもむき」⁹⁾その功績を賞されるような状況が展開していた。史料集に収めることができなかつたが、小林村は物木村との争論があつて、同年八月には評定所から裁許絵図が下付された。¹⁰⁾小林村も同じ印西領の周辺の村々と境目争論を繰り広げていたのである。

〔史料五〕 〔史料六〕 は小林村と平岡村、〔史料七〕 〔史料八〕 は小林村と瀧村、〔史料九〕 〔史料一二〕 は小林村と笠神村、〔史料一三〕 〔史料一七〕・〔史料一九〕 は小林村と物木村との争論である。

小林村との位置関係は、それぞれ平岡村は北側、瀧村は南西側、物木村は南側、笠神村は南東側である(図1参照)。

争論は村の境目をめぐるものであるが、その対象地は、平岡村とは入会の野、瀧村とは谷原(やわら)、笠神村とは新田開発地と谷原、物木村とは入会の谷原である。これらの印西領の隣村は従来は入会の山や谷であつたところを開発して、境目争論を繰り広げていたのである。

平岡村との争論では、小林村の「しば野」を「牢人之大工」が借りて畑にしたことが契機になつていた(史料五)。この記述はさきほどの川村家の由緒を述べた部分と共通するものがある(小林村文書127)。瀧村や笠神村との争論のばあいは、まだ谷原芝野の地の草(稜)を刈ることが問題であつた。また物木村とは谷原にある山の木を伐採しての開発が論点であつた。争論の過程で、かつて藤木久志氏が明らかにしたように、「かま」¹¹⁾を押さえ取る行為がしきりに行われた。その一方で、互いに公儀の評定所へ目安を上げて、目安に裏判を貰つた村は、相手の村にその目安を届けて、相手の村はまたその反論を評定所に上げて、裁決に臨んだのである。

それらの争論の共通の論拠となっているのは、すでに述べた寛永一〇年の小林村と物木村との「野論」の裁許絵図である。¹²⁾ 両村の入会を定めた裁許絵図には、江戸町奉行堀式部少輔直之、江戸町奉行加賀爪民部少輔忠澄、勘定頭伊丹播磨守康勝、勘定頭松平右衛門大夫正綱、留守居牧野内匠頭信成、留守居松平大隈守重則の印判がある。寛永一七年（一六四〇）の平岡村との争論では、前記物木村の絵図が根拠となつて、老中松平信綱、伊丹順斎（勘定頭）（康勝）、牧野信成、堀式部、大番頭阿部撰津守信盛、大番頭松平縫殿助眞次からなる評定所は、小林村の勝利を宣言した（史料六）。

寛永一九年の瀧村との争論では、小林村側は同一〇年の国廻り衆・松平正次、諸星盛政が小金村で裁許した結末を援用している（史料八）。

このように、互いに目安を上げて評定所の裁許を仰いだのは、この地域の村々が相給であつた以上に、隣村とも領主が異なっている点にあつた。その村々の境は決定されておらず入会状況で、開発可能な草の生い茂る谷原であつたのである。

そうした評定所の裁許が遵守されないような状況は時代を経るにしたがつて拡大する。寛文二年（一六六二）の物木村との争論はそうした結果であろう。この時には小林村の中で分裂があり、物木村と共同歩調をとつた百姓がいたようである。物木村から「目安」を渡されたのは隼人と八右衛門（三宅知行分と永井知行分の名主）であつた。（史料一三）。これに対しては隼人と八右衛門は物木村と共同歩調をとつた同村の彦兵衛と伝十郎に対して目安を付けている（史料一七）。同じ村内でも領主が異なるため、このような事態が隣村との争論の中で展開しているのである。

こうした状況も、小林村および周辺地域が一七世紀中葉に幕領に一元化され、のちには淀藩領となることで、評定所へ訴えて争う事態は解消されていくものと思われる。ただし村々が抱える利害の相違が解消されたわけはないだろう。

このうち本文書群では、一七世紀に特徴的に見られた入会境目争論史料は殆ど見られなくなり。近世中後期にむしろ利根川の氾濫を防ぐため、かつて対立していた村々が共同歩調をとって、木下河岸^{きおし}辺りの利根川堤の修復を巡る地域の運動に関する文書史料が多くなっていく。これらの史料の紹介は後日の課題としたい。

本文書群にはそのほかにも、川村家の衰退を示すと思われる願書、小林村に頻発する村内部の山論や、村方騒動に関する文書、そのほか多くの分析を要する史料が含まれている。印西地域の関係史料の調査を踏まえて分析がさらに必要であろう。

〔付記〕

小林村文書の調査は、二〇〇四年以降、千葉大学文学部史学科のカリキュラム、古文書実習の一環として毎年一回、五月か七月の土曜日に行ってきたものである。当初は霊光館所蔵の他の文書の閲覧もしていたので、小林村文書の目録作成は遅々として進まなかった。二〇〇九年度の調査後ある程度の目録作成が進行してきたので、菅原と矢嶋は利用の便宜を考えて目録の刊行を目指すこととなった。そのため二〇一〇年度は七月、九月と延べ四日間にわたって、文書撮影と目録作成に専念することとなり、漸く全点の目録完成に至った。この間霊光館館長五野井照秀氏はじめ同館の方々の御世話になった。末尾となったが調査に関わった院生・学生諸氏の氏名を掲

げて、尽力に感謝したい。

〔調査参加者〕横山陽子、藤方博之、豊山育、土屋雅人、佐藤正三郎、福田美波、直井祐紀枝、石川浩久、川上千智、神谷貴史、滝本奈津紀、長尾明希、長谷川佳澄、河内山朝子、藤井さち子、前田竜一、関根豊、猪岡萌菜、佐藤夏美、高橋詩織、田嶋悠佑、萩原由佳、大平絵理、唐澤良恵、輿石尚実、林聡香、古川沙樹、渡辺翔太、小野間愛梨、一牛ゆかり、五味玲子、里森晃、野口陽子、林保奈美、〔筆写協力者〕福田美波、小野間愛梨、里森晃、〔目録入力協力者〕福田美波

注

- (1) 霊光館では旧小林村文書を購入した際、旧平賀村文書と混同していたようであった。旧平賀村文書は矢嶋が整理を終えている。
- (2) 『日本歴史地名大系21千葉県地名』（平凡社、一九九六年）の小林村の項による。以下、小林村周辺の状況については断りのない限り、同書による。
- (3) 小林村文書目録番号27、以下小林村文書27のように略記する。
- (4) 後掲史料集では一〇・一一がそれに該当する。史料番号の下の（ ）内が文書番号である。以下同断。
- (5) 後掲史料集〔史料七〕。
- (6) 『新訂寛政重修諸家譜』第一〇―二九五頁。第一五―一九九頁。
- (7) 『新訂寛政重修諸家譜』第一六―二八頁。
- (8) 慶長八年（一六〇三）三月、関東郡代触書（『御当家令条』二七三）。
- (9) 『新訂寛政重修諸家譜』第一一九七頁。『徳川実紀』第二篇六〇八頁。

- (10) 『本埜村史史料集近世編四』五七頁、一九八三年、本埜村史編さん委員会。これについては山本英二「論所裁許の数量的考察」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二七号、一九九三年) 参照。
- (11) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』、東京大学出版会、一九八五年、第二章。
- (12) 前掲注(10)に同じ。

小林村関係文書目録

凡例

- 一、本目録は、成田山靈光館架蔵下総国旛郡小林村関係文書の目録である。
- 一、本文書は編年して配列し番号を与えた。裏打ち文書であつても、単独の番号を与えたものがある。年月が推定出来る文書については、その年月の近いところへ配列した。年未詳分については、明確に推定できる分について近世・近代に分けて配列し、その中で、干支や月日の順で、それぞれ配列し、番号を与えた。
- 一、年月日は「.」で区切った。○で囲んだ数字は閏月を示す。
- 一、表題は原題をとり、原題がないものには「」で目録作成者が与えた。また原題または「作成者題」で不十分な場合、その表題のあとに（ ）で補った。冊子は表紙をそのまま表題とすることを原則とした。
- 一、作成は「差出↓宛所」で表記した。作成者が複数の場合は可能な限り、肩書きも含めて全てを記すことにとめたが、余りに多数の場合は重要と思われる人物から記して、そのほかを省略した場合がある。
- 一、形態の内容は和紙による冊子では縦帳・横帳(それぞれ小あり)・横半帳、一紙ものでは縦紙・続紙・折紙・切紙・界紙(罫紙)等と記した。近代の明らかに洋紙と思われるものについては、原則としてこれらの形態は記していない。
- 一、備考欄には伝存上の特記事項や文書の裏書、朱筆、端裏書などで重要と思われる事項を記した。

成田山靈光館所蔵小林村関係文書目録

番号	年月日	文書名	発給(差出)→宛先	形状	頁数	備考
1	寛永10.7.29	一札之事(多兵衛・長三郎はしりにつき)	小林村長右衛門、同与右衛門→山崎市左衛門 殿	縦紙	1通	裏打ち文書あり
2	西(寛永10).10.29	指上申一札之事(長三郎はしりにつき)	小林村わかさ(輪印)、与右衛門(輪印)他 2名→田嶋市左衛門様	縦紙	1通	
3	一、一、一(寛永10 カ)	指上申一札之事(源衛門、多兵衛、長三郎走 りにつき)	→→	切紙	1通	1の裏打ち文書、後欠
4	寛永15.一、一	乍恐以書付を以(ワヤ)御申上候事(金子出 入致件書上)	小林村川村三郎右衛門(印)→宮毛多兵衛様 御内渡左衛門殿、同派左衛門殿御披露	縦紙	1通	
5	寛永17.3.一	乍恐為返答書申上候御事(公園村から境目争 論申し掛けにつき)	小林村百姓共(印)(印)→御奉行様 御披露	縦紙	1通	
6	寛永17.3.一	乍恐為返答書申上候御事(平岡村と入会野争 論につき下書)	小林村ノ名主共→	縦紙	1通	虫損甚だし、抹消あり
7	寛永17.6.24	小林村平岡村境野事之事(裁許求写)	佐橋甚兵衛、三宅太兵衛、永井監物→小林村 百姓中	縦紙	1通	
8	寛永19.3.一	乍恐以自安申上候(印西領小林郷瀧村物木村 谷原入り会いにつき、写)	瀧村百姓→御奉行様申上ノ(裏書)順条(カ) 判、監物、摂津、籠殿助→小林百姓中	縦紙	1通	裏書きあり、一部裏打ちあり、 大判美濃紙、裏打ち文書数種類あ り、関係文書か否か
9	午(寛永19).4.一	乍恐返答書を申上候(印西領之内瀧村より小 林村谷原芝野入会訴訟につき)	下総国印西領小林村(印)(印)→御奉 行様	縦紙	1通	前欠、9と同文(後半と一致、下 書きか)
10	寛永19.4.一	〔瀧村との入会争論につき願書下書断簡〕	小林村百姓共→御奉行様	切紙	1通	
11	正保2.4.22	〔下総国印西領小林村・空神村田地谷原出入 につき裁許状〕	坪井金太夫(印)、伊奈半十郎(印)、石河三 右衛門尉(印)、宮城越前守(印)→下総国 印西領小林村名主惣百姓中	縦紙	1通	裏打ち修復あり
12	慶安2.正.15	指上申手形之事(巴(寛永6)～子(慶安元) の御勘定につき)	与右衛門尉(印)、吾人(印)、ほか10名→三 郎右衛門尉殿参	縦紙	1通	後欠カ
13	明暦2.2.22	乍恐書付を以御訴訟申上候事(印西領小林 村・空神村争論)	永井右衛門知行所小林村八右衛門(印)、 三宅太兵衛知行所同傳人(印)、佐藤甚兵衛 知行所同四郎右衛門(印)→御奉行様	縦紙	1通	
14	明暦2.2.22	乍恐書付を以御訴訟申上候事(印西領小林 村・空神村争論)	永井右衛門知行所小林村八右衛門(印)、 三宅太兵衛知行所同傳人(印)、佐藤甚兵衛 知行所同四郎右衛門(印)→御奉行様中継参	縦紙	1通	

15	一、一、一(明曆2 カ) 明曆3. 丑. 17	乍恐書付を以申上候御訴訟之事(小林村・笠 神村谷原田入組談後の堂神村振舞につき) 〔小林村五人組連署状〕	→	久右衛門(印)、ほか五人連署連(印)→小 林村名主八右衛門殿	切紙	1通	後次
16	明曆3. 丑. 17	〔小林村五人組連署状〕	→	物木村庄右衛門、同所組頭仁兵衛、同三郎左 衛門→御奉行所様ノ(裏書)寅7. 25; 間隠前 妻彦右衛門、ほか8名連署→小林村単人、同 所八右衛門	続紙	1通	目安裏判あり
17	寛文2. 7. 一	乍恐御訴訟申上候事(印)西之庄小林村物木村 入会の谷原に山札付付につき目安ならびに裏 判写)	→	小林村永井弥右衛門百姓八右衛門、同所三宅 太郎左衛門百姓準人→御奉行所様	続紙	1通	
18	寛文2. 8. 2	乍恐申上申返答書之事(印)西領物木村・小林 村野論、谷原五人野人会争論につき、下書)	→	小林村永井弥右衛門知行所八右衛門、同村 三宅太郎左衛門知行所準人→御奉行所様	続紙	1通	
19	寛文2. 9. 22	印西領之内小林村乍恐申上御訴訟(小林村・ 物木村山論)	→	小林村永井弥右衛門百姓準人(印)、同村 三宅太郎左衛門百姓準人(印)→御奉行所様	続紙	1通	
20	寛文2. 10. 13	乍恐申上御訴訟(物木村と一味の小林村代々の 林など切り取りにつき)	→	小林村永井弥右衛門百姓準人(印)→御奉行所 様ノ(裏書)彦右衛門(印)、豊前(印)、ほ か4名連印→小林村彦兵衛、伝十郎	続紙	1通	
21	寛文2. 10. 22	乍恐申上御訴訟(物木村と一味の小林村佐藤 知行所百姓2人を村内代々林を不正切り取り につき百姓願書ならびに目安裏判)	→	印西領小林村八右衛門(印)、準惣(印)、百 姓(印)→村瀬六郎左衛門様、山口武兵衛様	続紙	1通	
22	寛文4. 4. 11	乍恐書付ヲ以御訴訟申上候(三年以前物木村 と一味して村代々の林伐り取り一件につき)	→	→	続紙	1通	裏打ちあり
23	一、一、一(寛文4 カ)	乍恐申上御訴訟(印)西領物木村、小林村野論 決着後物木村木草刈取につき小林村訴状下 書)	→	→	続紙	1通	
24	寛文6. 概. 20	指上ケ申手形之事(源左衛門組人につき請状)	→	松野木新田請人加兵衛(印)→小林村名主八 右衛門殿、組頭兼中 三宅太郎左衛門→北条右近大夫殿	堅紙	1通	具損甚だし
25	一(寛文年間) カ. 11. 12	口上之覚(小林村山にて物木村百姓木切り取 りにつき印判差出し願)	→	→	堅紙	1通	
26	天和2. 9. 一	野裁勘問事覚(写)	→	小林村名主八右衛門門、同次左衛門、同 三兵衛、組頭吉兵衛→御代官様	続紙	1通	
27	貞享3. 11. 一	寅御年貢割割付之事(西小林新田分) 〔物木村庄右衛門他不正につき願書写〕	→	大平兵衛(印)→右之村名主、惣百姓 →御代官様	堅紙	1通	
28	貞享5. 4. 一	差上申一札之事(総国印旗郡物木村、瀧村 木溜の争論相談につき願書写)	→	下総国印旗郡物木村庄右衛門門、ほか3名連 名、瀧村名主久兵衛、ほか5名連名、小林村 役人新五左衛門、十兵衛→原田清内殿、高木 平次右衛門殿	続紙	1通	
29	元禄8. 3. 23		→	→	堅紙	1通	

30	元禄8. 3. —	[物木村・瀧村水瀧め争論和談につき取替し証文(写断簡)]	物木村名主庄右衛門、組頭源兵へ、ほか3名、瀧村久兵へ、(ほか4名→〔扱入小林村名主カ〕)	竖紙	1通	断簡(前六、後六カ)、裏打ちあり
31	元禄9. 7. —	覚(馬場村吉十郎持高買入分書上下書)	馬場村名主新五左衛門(印)、組頭吉兵へ、同藤右衛門→御代官様	竖紙	1通	虫損
32	元禄9. 7. —	覚(馬場村吉十郎持高買入分書上)	馬場村名主新五左衛門(印)、組頭吉兵へ(印)、同藤右衛門(白) →御代官様	竖紙	1通	虫損
33	元禄10. 2. —	覚(年貢普济目録)	守屋助次郎手代戸加崎善太夫(印) →小林、馬場村名主自筆中	切紙	1通	
34	元禄12. 5. —	可被相渡米之事	永井源次郎(印) →小林村名主中	切紙	1通	端裏書あり
35	元禄6. 2. —	指上申細也唐上々之御事(下書)	小林村名主、組頭→御奉行様	竖紙	1通	端目刻雕(総数2枚)、虫損
36	宝(未彫カ)元. 4. —	乍恐書付を以郷藏作事奉願上候事(写)	小林村馬場新五左衛門、吉兵へ、伝八郎→御代官様	竖紙	1通	裏打ちあり、(端裏書)「郷倉一件」
37	宝永元. 6. —	乍恐書付ヲ以郷藏作事奉願上候御事(写)	印西筋小林村名主新五左衛門、組頭伝八郎、吉兵へ→御代官様	竖紙	1通	
38	宝永元. —	覚(印西領小林村郷藏入用請取)	小林村名主新五左衛門(印)、与頭吉兵衛(印)、伝八郎(印) →金子忠太夫様、藤田甚右衛門様	竖紙	1通	作成に後筆あり、「(名主)勘十郎印」、「(与頭) 右左衛門 印」
39	宝永4. 正. —	覚(勘重郎先渡地請返し一件につき口上書下書)	→→→	竖紙	1通	裏打ちあり
40	宝永8. 2. 5	手形之事(補助屋作仁→新五左衛門山の杉切り取り一件につき本人一門惣百旗器り証文)	権助(印) ほか32名連印→新五左衛門殿	竖紙	1通	
41	宝永8. 3. 3	覚(下総国葛飾郡御宿東山村から友也家内三人引越につき、写)	小林村名主新五左衛門、与頭吉兵へ、同伝八郎→柴橋元右衛門様	竖紙	1通	
42	正徳5. 8. —	乍恐口上書ヲ以申上候(台方勘十郎山出入りの儀につき加判御免願、下書)	印藤器小林村新五左衛門、源右衛門→御代官様	竖紙	1通	
43	正徳6. 2. 25	出入披済口証文之事(付方之勘十郎、甚五左衛門の土地四ヶ所出入りにつき、写)	勘十郎、甚五左衛門、次右衛門、利兵衛、佐左衛門→	竖紙	1通	
44	享保元. 11. 6	覚(小林村村高書上写)	下総国印旛郡小林村名主新五左衛門、源右衛門、利左衛門、組頭武右衛門、吉兵へ、三郎兵へ→松平九郎左衛門様御手代若槻新八郎様	竖紙	1通	
45	享保4. 10. —	亥御年貢可納割付之事(西小林新田分)	野田三郎左衛門→	竖紙	1通	虫損甚だし
46	享保8. 5. —	覚(追放者3名、欠落者1名赦免願、下書)	印西筋小林村名主利左衛門、源右衛門、新五左衛門、武右衛門、伝十郎、三郎兵へ、次兵へ、吉兵へ、勘八→御代官様	竖紙	1通	追放者の中に勘十郎あり

47	享保3. 一. 一	一札 (山伏大善院につき宗旨請ひ、写)	下総国印旛郡荻原新田本末坊→中嶋為右衛門殿、仙石助大夫殿、禮部→左衛門殿、他3名	堅紙	1通	
48	享保4. 9. 27	一札 (村方惣百姓への不屈の詠び、伴長九郎への相談額につき)	小林村文右衛門 (印) → 名主利左衛門殿、同四郎右衛門殿、同七郎右衛門殿 / (奥書) 長九郎他5名 → 三給名主衆中、同組頭衆中	堅紙	1通	
49	享保8. 5. 11	乍恐以書付奉願上候事 (布織新田常福寺行屋居住願、写)	印旛郡小林村行人心海→御代官様 / (奥書) 名主利左衛門、新左衛門、四郎右衛門、佐兵衛、源右衛門、定右衛門、伝十郎、茂左衛門、助八郎	切紙	1通	端裏書あり
50	享保20. 5. 4	差上申一札之事 (小林新田と物木、小林河村の境界支配出入につき済口証文写)	訴訟方：原新六郎御代官所 下総国印旛郡小林新田名主十右衛門、百姓代源左衛門、(相手) 船業内匠頭儀分同国同郡物木村 []	続紙	1通	後次、裏打ちあり、51の関連文書
51	享保20. 5. 4	差上申一札之事 (小林新田と物木・小林河村の境界支配出入につき済口証文写)	訴訟方：原新六郎御代官所 下総国印旛郡小林新田庄屋十右衛門印、百姓代源右衛門印、相主方：船業内匠頭儀 [] 同国同郡物木村名主庄右衛門、与頭三郎左衛門、百姓代源右衛門印、同人領分同国同郡小林村名主四郎右衛門、同利左衛門、同新左衛門、組頭源左衛門、百姓代源右衛門、同新助→御許定所	続紙	1通	継目剝離、50の関連文書
52	享保20. 5. 22	乍恐以書付申上候御事 (庄新田悪水落堀他間敷改めにつき)	小林村利左衛門、新左衛門、四郎右衛門、茂左衛門、源左衛門、□右衛門→御代官様	堅紙	1通	端裏書あり
53	元文2. 2. 25	乍恐以書付申上候御事 (当地内地主香取筋往來内提普請へ平間村差し障り申すにつき吟味願い)	印旛郡小林村名主利左衛門 (印)、同新左衛門 (印)、同四郎右衛門 (印)、組頭佐兵衛八 (印)、源左衛門 (印)、定右衛門 (印)、助代官様	続紙	1通	
54	宝暦5. 11. 一	乍恐以書付御訴申上候 (手賀沼落堀開堤論所出入) (目安写と目安裏書写)	訴訟人：下総国相馬郡荻原新田手賀沼廻り村々 (惣) 代名主佐治兵衛→御奉行所様 / (奥書) 伊勢、遠江、近江、周防、豊後、越前、和泉、長門、伊賀、因幡、河内→下総国印旛郡竹袋村七左衛門ほか4名、五人組、組頭、名主	続紙	1通	継目剝離、相手：船業丹後守様御領分同国印旛郡竹袋村名主七郎左衛門他4名
55	宝暦9. 4. 一	境 (八郎兵衛隠居につき引分け地所書上写)	小林村八郎兵衛、組頭清右衛門→親類中	切紙	1通	
56	宝暦12. 8. 24	乍恐以書付奉願上候 (辺田方水堀書取願いにつき、写)	小林村辺田願入源左衛門ほか6名、百姓代清兵衛、組頭小左衛門、ほか12名→大森村御役所様 / (奥書) 名主八郎兵衛、同宅右衛門、組頭専右衛門、同伝十郎、同清右衛門、同佐左衛門	続紙	1通	56と57は奥書人名はほぼ同じ

57	宝暦2. 8. 24	〔願書断簡〕							
58	宝暦2. 10. —	一札 (辺田方持高主殿取返につき)	小林村名主八郎兵衛、同宅右衛門、同變右衛門、組頭専右衛門、同伝十郎、同三郎兵衛、同清右衛門、同左左衛門→御代官様	堅紙	1通	断簡 (前欠)、末尾のみ、57と58は奥書、人名は同し			
59	宝暦4. 3. —	相定申一札之旨 (付法四ヶ条遵守の旨)	五人組又四郎 (印) ほかに5名、五人組ほかに7組、計43名連印	続紙	1通	虫損甚だし			
60	明和元. 9. 15	乍恐以書付泰頼上候 (灰屋建通願)	小林村百姓源右衛門 (印) →御代官様 / (奥書) 同村名主變右衛門 (印)、同専右衛門 (印)、同勘十郎 (印)、与頭三郎兵衛 (印)、同伝十郎 (印)、同八 (カ) 左衛門 (印)	堅紙	1通	虫損甚だし			
61	明和2. 9. 11	差上申一札之事 (小林村元名主宅右衛門松葉盗取一件)	石尾七兵衛知行所下総国清戸村平左衛門印、久左衛門印→御評定所 / (奥書) 船業丹後守領分下総国小林村勘十郎印、ほかに五人印	続紙	1通				
62	明和3. 11. 17	一札 (辺田方名主變右衛門殿と御水振出入内済につき)	小林村辺田方清兵衛 (印) ほかに9名連印 (2名印なし) →同村名主専右衛門殿、同勘十郎殿	続紙	1通				
63	明和5. 4. 10	乍恐書付を以泰頼上候 (辺田分名主退役につき組頭源兵衛への下知願字)	小林村名主専右衛門、同勘重郎→御代官様	堅紙	1通	虫損甚だし			
64	明和7. 3. 4	乍恐書付を以泰頼上候 (御領分一統の廻状、御検取、御廻米御用、御役人方往来につき)	小林村名主専右衛門 (印)、同勘重郎 (印)、与頭伝十郎 (印)、同茂左衛門 (印)、同源兵衛 (印)、同三右衛門 (印)、同参四郎 (印)、同新右衛門 (印) →御代官様	続紙	1通				
65	明和8. 2. 6	申口一札之事 (辺田方百姓26人組頭彦四郎の村方諸領合取立番延引要求につき)	辺田方惣代惣右衛門 (印)、源右衛門 (印) ほかに5名連印→御名主中、組頭中	続紙	1通	別文書による裏打ちあり			
66	明和8. 4. 19	一札 (辺田方組頭彦四郎不届依一件内済につき)	小林村辺田方式拾六人惣代惣右衛門 (印)、源右衛門 (印)、平右衛門 (印)、平兵衛 (印)、源五郎 (印)、綾五郎 (印)、与頭伝十郎 (印) →名主専右衛門殿、同勘重郎殿、与頭伝十郎殿、同茂左衛門殿、同三右衛門殿、同新右衛門殿	続紙	1通				
67	明和8. 4. —	〔願兵衛入柄につき口上書下書断簡〕	小林村専右衛門、同勘十郎、与頭伝十郎、同茂左衛門、同三右衛門、同新右衛門→御代官様	堅紙	1通	前欠			
68	明和8. 8. —	〔享保4年新山請之地所六ヶ村百姓持渡したつき証文下書〕	専右衛門、伝十郎、茂左衛門、他4名→御代官様	切紙	1通	前欠			
69	明和9. 2. —	乍恐書付を以泰頼上候 (池普請人足用控願い)	専右衛門、伝十郎、茂左衛門、他4名→御代官様	続紙	1通	継目剥離、(端裏書) 「辰年 池普請覚」			

70	明和 9. 3. 18	乍悪書付を以奉願上候(当村台方名主病身退役につき組頭伝重郎へ名主飯役御付願、写)	小林村名主専右衛門→	堅紙	1通	
71	明和 9. 10. 一	一札(村方地所分けにつき)	小林村山伏大宝院(印)、同同一年(印)→小林村名主専右衛門殿、組頭中	堅紙	1通	(鑑裏書)「大宝院書付」
72	安永 2. 12. 一	一札之事(伊右衛門科法普きの通料銀御返しにつき)	伊右衛門(印)。(ほか4名連印)→小林村名主専右衛門殿、与頭三右衛門殿、同七右衛門殿	堅紙	1通	
73	安永 2. 12. 一	〔百姓方商人方出入につき内清証文下書〕	百姓方惣代一、商人方惣代一、名主与頭一／(奥書)平、物、小、笠	縹紙	1通	前欠
74	安永 3. 6. 14	一札(行屋地面積訂正につき)	小林村名主専右衛門、与頭伝重郎、源兵衛、三右衛門、彦四郎、新右衛門、宮右衛門、七右(カ)衛門→当福寺様	堅紙	1通	(鑑裏書)「役人相度候下書」、打ちあり
75	安永 4. 3. 1	一札(江組庄兵衛、江組役不穿に付き罷ひ清まし)	小林村江組庄兵衛(印)、親類源兵衛(印)(注か1名連印、五人組五人連印)→名主専右衛門殿、組頭衆中	堅紙	1通	(鑑裏書)「庄兵衛誤り証文」、虫損甚だし
76	安永 4. 3. 一	相渡一札之事(小林村百姓武助水死改につき)	下総国香取郡中嶋村名主源兵衛(印)、組頭庄右衛門(印)、百姓代基右衛門(印)→同	堅紙	1通	
77	安永 4. 3. 一	相渡一札之事(小林村武助水死につき、下書)	同印膳部小林村御役人衆中、親類中何村但父たれ、親類たれ、村役人たれ、百姓代たれ→中嶋村源兵衛殿	堅紙	1通	
78	一、一、一(安永4カ)	(包紙ウハ書)「馬場方伊右衛門替武助 水死書付」	小林村名主専右衛門(印)、与頭伝兵衛(印)、同源兵衛(印)、同彦四郎(印)、同新右衛門(印)、同専威(印)、同七右衛門(印)、同三右衛門(印)、同新兵衛(印)→御代官様	包紙	1点	76の包紙か
79	安永 2. 6. 一	乍悪書付を以奉願上候(台方五右衛門御願申上候一件につき組頭願)	同源兵衛(印)、同彦四郎(印)、同新右衛門(印)、同専威(印)、同七右衛門(印)、同三右衛門(印)、同新兵衛(印)	縹紙	1通	
80	安永 6. 8. 一	乍恐以書付奉願上候(百姓平兵衛兼男子庄藏不義ならびに欠落につき久羅願)	印膳部小林村平兵衛(印)、親類平兵衛(印)、同源兵衛(印)→御代官様／(奥書)同村名主専右衛門(印)、組頭伝重郎(印)、同源兵衛(印)、同彦四郎(印)、同専威(印)、同新右衛門(印)、同七右衛門(印)、同三右衛門(印)、同新兵衛(印)	縹紙	1通	裏打ち修復有り
81	安永 8. 5. 29	[忠藏・治右衛門打擲につき隣家・親類より聞書]	治右衛門伴治助、親類茂入ほか3名一御名主中、与頭中	切縹紙	1通	継目剝離
82	安永 8. 6. 3	一札之事(治右衛門妻忠藏に打擲一件下書)	忠藏親類不残→	堅紙	1通	
83	安永 8. 6. 一	一札之事(忠藏、次右衛門妻不義一件につき下書)	忠藏→	堅紙	1通	切紙にて裏打ち修復、鑑裏書あり

84	安永8.6.一	〔百姓忠藏我辰の振舞につき願書下書〕	治右衛門伴治助、親類惣代茂八／(奥書) 名主、組頭	堅紙	前次
85	安永8.12.10	乍恐以書付奉願上候 (忠藏久懸願い)	下総国印旛郡小林村忠藏義父三五左衛門事道信親心 (印)、弥市 (印) (ほか4名連印)→御代官様／石村名主伝十郎 (印)、同新兵衛 (印)、与頭源兵衛 (印)、同七右衛門 (印)、三右衛門 (印)、源藏 (印)	続紙	1通
86	安永8.12.10	乍恐以書付奉願上候 (忠藏久懸願い文)	下総国印旛郡小林村忠藏義父三五左衛門事当時道心親心 (印)、忠藏伯父弥市 (印)、ほか4名→御代官様	続紙	1通
87	安永8.12.一	一札之事 (百姓忠藏我辰不法の働きにつき記す)	小林村 (忠藏) 親類宅右衛門他4名→三給御名主衆中、与頭衆中	続紙	1通
88	一(安永8カ).一、	〔百姓忠藏我辰の振舞につき願書下書断簡〕	→	堅紙	84に続くカ
89	一(安永8カ).一、	口上覚 (忠藏、三五左衛門、身代相続の唱にて私母打擧につき訴状、下書)	→	続紙	1通
90	一(安永8カ).一、	申上残り候事 (忠藏右衛門妻打擧につき追訴下書)	→	堅紙	1通
91	一(安永8カ).一、	〔忠藏願書奥書〕	名主四郎右衛門 (印)、同八郎兵衛 (印)、同口右衛門 (印)、与頭兵左衛門 (印)、同三郎兵衛 (印)、同尊右衛門 (印)、同小左衛門 (印)、同清右衛門 (印)、伝重郎 (印)	切紙	1通
92	一(安永8カ).一、	乍恐以書付御訴訟申上候 (治右衛門母を忠藏打擧一件につき)	→	堅紙	1通
93	安永9.2.23	〔小林村百姓三五左衛門一件につき久懸願〕	→	堅紙	後次カ
94	安永9.7.10	内済和熟証文之事 (安食村、須賀村水端を専右衛門取致にて)	安食村役名主弥市右衛門 (印)、組頭加右衛門 (印)、ほか6名連印、須賀村名主四郎左衛門 (印)、組頭和左衛門 (印)、ほか6名連印→小林村名主専右衛門殿	続紙	1通
95	安永9.9.一	指上申御請負証文之事 (下総御領分より江戸築地御屋敷まで御廻來運送仰付につき)	請負人：印旛郡小林村専右衛門 (印)、証人：同村七右衛門 (印)、証人：同村三右衛門 (印)→津田伊太夫様、田村登様	続紙	1通
96	天明2.12.13	入置申一札之事 (床屋客人病死申いにつき、下書)	平岡村床屋謙、誰→	堅紙	1通

97	天明 3. 6. 28	乍恐以書付奉願上候 (名主退役願い)	小林村名主専右衛門 (印) → 御代官様 / (奥書) 名主伝重郎 (印)、同新兵衛 (印)、与頭連兵衛 (印)、同清兵衛 (印)、同尊盛 (印)、同七右衛門 (印)、同三右衛門 (印)、同佐左衛門 (印)	続紙	1通	
98	天明 4. 3. 一	卯 (天明三) 御年景書渡日録 下総国印旛郡印西新田之内小林村	宮村孫左衛門 (印) → 右村名主、組頭、惣百姓	続紙	1通	
99	天明 4. 10. 24	乍恐書付を以奉願上候 (次男新藏分家願書)	小林村名主右衛門後家 / 小林村名主専右衛門、同伝十郎、同新兵衛、組頭連兵衛、同清兵衛、同七右衛門、同三右衛門、同佐左衛門、同勘右衛門 → 御代官様	堅紙	1通	紙管文書あり、71の包紙か、「山伏大定院書付入 (下略)」
100	天明 4. 10. 一	取扱内済証文之受 (平岡村百姓小林村年貢諸勘定都合公御要求出入につき、写)	印旛郡平岡村願人百姓伝十郎、半左衛門、茂兵衛、(ほか8名連名 (後次ゆえまだ多数か))	続紙	1通	断簡 (中欠、末尾欠)
101	天明 4. 11. 一	乍恐書付を以奉願上候 (和泉村元名主四郎右衛門甚だ困窮につき御奉公願い)	小林村名主専右衛門 → 御代官様	堅紙	1通	虫損甚だし、(端裏書) 「如此書付御役所差上候共扣」
102	天明 5. 12. 25	乍恐書付を以奉願上候 (字三総加瀬分家願い) 地分年貢未納につき)	小林村名主専右衛門 (印)、同新兵衛 (印) → 御代官様	続紙	1通	継目剥離
103	天明 6. 8. 一	乍恐以書付奉願上候 (木下堤押印、平岡村竹袋境にて横手堤、又切替請につき)	下総国印旛郡小林村名主専右衛門 (印)、同伝重郎 (印)、同新兵衛 (印)、与頭七右衛門 (印)、百姓代清兵衛 (印)、同断物木村名主凌四郎 (印)、与頭源右衛門 (印)、百姓代源兵衛 (印)、同断盛神村名主1、与頭1、百姓代連印、同断幸原新田17ヶ村惣代小林新田名主重兵衛 (印)、与頭金左衛門 (印)、百姓代嘉左衛門 (印) → 御普請御掛り御役人衆中様	続紙	1通	虫損あり
104	天明 6. 9. 一	乍恐以書付奉願上候 (小林村地内に新堤築渡しにつき)	小林村名主専右衛門 (印)、同伝重郎 (印)、同新兵衛 (印)、与頭源左衛門 (印)、同七右衛門 (印)、同佐左衛門 (印)、百姓代平兵衛 (印)、惣木村名主1名、与頭1名、百姓代1名連印、惣神村名主1名、与頭1名、百姓代1名連印、幸原新田17ヶ村惣代小林新田名主1名、与頭1名、百姓代1名連名 → 御普請御役人衆中様	続紙	1通	継目剥離

105	一一、一(天明6.9カ)	〔願書断簡〕	〔小林村名主専右衛門(印) 脱カ〕同伝十郎(印)、同新兵衛(印)、組頭清兵衛(印)、百姓代平兵衛(印)、同領惣代堂神村名主右衛門(印)、与頭長兵衛(印)、百姓代惣右衛門(印)、官村弥左衛門御代官所同国郡屋原新田17ヶ村惣代小林新田名主重兵衛(印)、与頭伊右衛門(印)、百姓代源左衛門(印)→豊田金右衛門孫御用人中録	堅紙	1通	断簡(末尾のみ)
106	天明6.12.3	乍恐以書付奉願上候(新堤普請につき遺地反別見分額)	小林村名主専右衛門(印)、同伝重郎(印)、同新兵衛(印)、与頭源左衛門(印)、同清兵衛(印)、同七右衛門(印)、同三右衛門(印)、同左左衛門(印)、同助右衛門(印)→御代官録	堅紙	1通	
107	天明7.9.一	口上書之覚(年貢納め掛借金返済延期につき内々何写)	村々役人共→川村専右衛門門録	堅紙	1通	端裏書あり
108	天明7.9.一	一札之事(慶縁変わり、米惣俵四斗弍升入納め難儀につき取りなし願み)	→	続紙	1通	案文カ、差出宛名の記載無し
109	天明7.9.一	〔願書断簡〕	上野国勢多郡鶴谷村名主佐七(印)、与頭武兵衛(印)、百姓代新六(印)、前番戸村名主与次右衛門(印)、与頭幸助(印)、百姓代孝三郎(印)、笠沢村名主与頭百姓代連印、馬場村名主与頭百姓代連印、樋越村名主与頭百姓代連印、荒口村名主与頭百姓代連印、江木村名主与頭百姓代連印、栗柏倉村名主与頭百姓代連印、西相倉村名主与頭百姓代連印→下総御領分小林村名主専右衛門門敷	続紙	1通	断簡(末尾のみ)
110	(天明7カ).一、一	〔上野国勢多郡新御領分之年貢俵入御用勘方につき山口村専右衛門門敷書〕	(川村専右衛門)	堅紙	1通	
111	天明8.7.一	乍恐以書付御添込奉申上候(木下河岸畔期天祭礼にて申新五左衛門打巻につき相手方御時味願い写)	訴訟人：田安御領地下総国産生郡上福村名主彦兵衛→山口多平治録、山口彦三郎孫御役所	続紙	1通	相手：稲葉平孫守様御領分同国印 藤部竹袋村移入他3名
112	天明8.12.一	乍恐書付を以奉願上候(名主役退役願写)	小林村名主川村専右衛門→御代官録	堅紙	1通	虫損甚だし
113	寛政4.12.一	〔勝負事致さざる旨迄立写断簡〕	小林村伝蔵、能人要助→村三郎右衛門敷、同伝之丞殿	切紙	1通	前欠
114	寛政7.6.一	一札(御伝蔵へ妻子不心得不調法につき詫び)	伝之丞(印)、親類吉兵衛(印)、近所清七(印)、五人組儀七(印)、ほか二名連印→三郎右衛門門録	堅紙	1通	

下総国印旆郡小林村関係文書

- 115 寛政10. 3. — 為取替濟口証文之事 (御願印分御願小林村百姓專治より平岡村名主因治を相手取り勘定出入内済につき) 続紙 1通
 小林村訴訟人專治 (印)、同村親類三郎右衛門 (印)、平岡村相手因治 (印)、同村親類太郎兵衛 (印)、大森村變入宮嶋勘右衛門 (印)、和泉村同断泉倉寺 (印)、摺深村同断香取平左衛門 (印)、龜成村同断岩井吉右衛門 (印)、小林村立会組頭清兵衛 (印)、平岡村同組頭次郎右衛門 (印)
- 116 文化元. 3. 12 乍恐以書付泰願上候 (内緒で實物の勘差し三右衛門より取り戻し) 続紙 1通
 願人小林村馬場方三郎右衛門→御代官様／(奥書)名主親兵衛 (印)、手頭清兵衛 (印)、同佐左衛門 (印)、同沖右衛門 (印)、同專治 (印)、同泰兵衛 (印)
 虫損甚だし、繼目親離相手、同村親類三右衛門、同村辺田方治右衛門、布川村太左衛門輩取治部
- 117 文化7. 12. 15 差上申濟口証文之事 (伊勢太々講請帳面取調願い) 続紙 1通
 平岡村願人深山因治 (印)、同治郎兵衛 (印)、同金右衛門 (印)、空神村願人佐次右衛門 (印)、同泰三郎 (印)、小林村願人三右衛門 (印)、同村相手新三郎 (印)、同弥左衛門 (印)、同泰兵衛 (印)、差添名主新兵衛 (印)、和泉村扱人名主利右衛門 (印)、小林村同組頭八右衛門 (印) →御代官様
 繼目親離 (紙数5枚)、(端裏書)「因治新三郎一作」
- 118 文化8. 2. — 乍恐以書付泰願上候 (辺田方組頭、欠落の勘左衛門山の勘地不正につき土地見分願) 続紙 1通
 訴訟人：稲葉丹後守領分下総国印旛郡印西新田之内小林村組頭三右衛門 (印)、同八右衛門 (印)、同又四郎 (印)、百姓惣代八左衛門 (印) →鈴木伝市郎縁御役所
 金子書付などの裏打ちあり
- 119 文化9. 3. — 借用申証文事 (山畑引当金子借用) 続紙 1通
 小林村借主又四郎、請入金左衛門→清三持与次右衛門殿、同村受人平左衛門殿／(奥書)右村組頭三右衛門、同八右衛門→
- 120 文化9. 4. — 乍恐以書付泰願上候 (小林村出奔人專治借用多分取りつきれにつき届、写) 続紙 1通
 小林村当人又四郎、親類八右衛門、竹袋村同七郎右衛門、和泉村同四郎左衛門、組合惣代八兵衛、名主四郎右衛門、組頭佐右衛門他5名、百姓代八左衛門→御代官様
- 121 文化9. 8. — 乍恐以書付泰願上候 (木下堤押切弱きにつき小林村地内に新造普請につき21ヶ村願、写) 続紙 1通
 小林村名主四郎右衛門 (印)、組頭佐右衛門 (印)、同三右衛門 (印)、同泰兵衛 (印)、同利左衛門 (印)、同姿四郎 (印)、同八右衛門 (印)、同又四郎 (印)、同平兵衛 (印)、物木村名主吉右衛門、組頭藤三治ほか組頭1名、空神村組頭徳左衛門ほか組頭4名連名、中根村名主伝左衛門、組頭半左衛門、ほか組頭2名、春原新田17ヶ村惣代小林新田名主源左衛門、同重右衛門、將監新田名主太左衛門→御普請御見分御役人様

122	文化3.正.— 乍恐以書付奉願上候 (五ヶ年以前用立候金子 今に差し滞りにつき)	訴訟人：石尾主馬知行所 下総国印旛郡南戸村 組頭与左衛門、名主平左衛門頭二付代助与内 →箱差定之助 鎌大森御役所	続紙	1通	(端裏書)「願書下書」、相手：小 林村准主文四郎、証人金左衛門、 組頭3人
123	文化3.⑧.12 乍恐書付を以奉願上候 (江戸宿植木屋藤兵衛 より滞り金出入につき引当金路用不足出来 願)	小林村百姓三郎右衛門 (印) →御代官様	堅紙	1通	紙背を包紙として使用、奥書に願 下書の趣旨あり、(包紙ウハ書) 「台忠藏書付 馬場長九郎同」、 虫損甚だし
124	文化3.12.9 乍恐書付を以御察奉願上候 (先達での駆込 訴訟一件額下げにつき)	小林村百姓三郎右衛門 (印)、差添：組頭彦 四郎 (印) →御代官様	続紙	1通	裏打ち修復あり
125	文化4.正.24 乍恐書付を以奉願上候 (子年駆込訴の買入田 地金銀返却につき)	小林村百姓三郎右衛門 (印) →御代官様	続紙	1通	継目刻雕、紙数5枚、虫損
126	文化4.正.— 乍恐口上之趣意 (別紙願書の買入田地返し方 につき)	小林村百姓三郎右衛門 (印) →御代官様	堅紙	1通	
127	(文化).— 乍恐以書付奉申上候 (三郎右衛門家由緒につ き)	——→	堅紙	1通	後欠
128	文政3.4.23 泰差上内済証文之事 (下男伝藏、百姓嘉兵衛 口論一件につき、写)	畑田相敬守様御領分下総国印旛郡中根村百姓 浅右衛門伴當時箱差対馬守様御領分百組勘平 下男伝藏、右同御領分同村伝藏又鎌右衛門、 親類惣代、組合惣代各1名、右村名主伊右衛 門、組頭3名、右同御領分組合村惣代□□村 名主伊右衛門、右同断瀬戸村名主七郎兵衛、 箱差対馬守様御領分中根村百姓勘平他4名、 親類惣代伝右衛門他3名、同村相手百組嘉兵 衛他2名、親類惣代兵左衛門、向左右衛門、 組合惣代市郎兵衛、同三郎兵衛	続紙	1通	(端裏書)「中根村口論一件済口 証文式通」、末尾欠カ
129	文政3.5.16 差上申済口証文之事 (麻生村名主仁右衛門、 安食村孫八伴繼藏→足繼一件)	麻生村名主訴訟人仁右衛門 (印)、安食村相 手孫八 (印)、向村向人伴繼藏 (印)、差添身 頭平右衛門 (印)、麻生村引合入平重郎 (印)、 仁右衛門親善子孫三郎 (印)、扱入平岡村名 主伊左衛門 (印)、須賀村与頭勘之丞 (印)、 小林村百姓専右衛門 (印)、大森村宿2名連 印→御代官様	続紙	1通	虫損 (端裏書)「安食村孫八、麻 生村名主仁右衛門一件済口 証文専右衛門」
130	文政4.4.— 為取扱差定一札之事 (助右衛門・八左衛門地 所入組出入内済につき)	小林村馬場方助右衛門 (印)、親類3名連印、 扱人：専右衛門 (印) (ほか4名連印)	堅紙	1通	(端裏書)「八左衛門、助右衛門 済口」
131	文政9.2.13 指上申済口証文之事 (年貢・買地差滞り一件)	訴訟人中根村左衛門 (印)、同左右衛門 (印)、相手兵左衛門親榮(親類三右衛門 (印)、他3名、扱人：小林村八右衛門 (印)、 物不村藏右衛門 (印) →御手代様	続紙	1通	虫損

- 132 文政9. 5. 10 差上申済口証文之事 (大森村山一件内済につき)
 謬認人：大森村儀兵衛 (印)、相手三郎左衛門 (印)、扱人：大庄屋並宮嶋勘左衛門 (印)、与頭 惣代名 連印、和泉村名主 武藤与作 (印)、小林村八右衛門 (印)、物木村一 (後欠)
- 133 文政9. 5. 29 差上申済口証文之事 (保兵衛、八左衛門山論内済につき)
 謬認人：小林村与頭孫兵衛 (印)、差添与頭左左衛門 (印)、大森村宿屋五郎衛門 (印)、相手小林村八右衛門 (印)、差添与頭三右衛門 (印)、大森村宿三郎兵衛 (印)、扱人：平岡村名主 深山伊左衛門 (印)、向小林村八右衛門 (印) → 御代官様
- 134 一、一、一 (文政9カ) 差上申済口証文之事 (小林村与頭孫兵衛より紛失の山、百姓八左衛門・織山の内に誰り裁裁の一件につき)
 亀成新田由次郎親平吉 (印)、名主吉右衛門 昏権吉 (印)、頼頭伊右衛門 (印)、向伊兵衛 (印) → 差作新田忠次郎様
- 135 文政9. 7. 一 覚 (均味中の療治その他諸人用金子受取)
 小林村百姓八左衛門 (印) → 御手代様
- 136 文政10. 12. 23 乍恐口上書を以奉申上候 (分家又四郎からの乞文三郎右衛門借金返済出訴につき始末口上書)
 小林村百姓八右衛門 (印) → 御手代様
- 137 文政10. 12. 一 乍恐口上書を以奉申上候 (分家又四郎からの乞文借金返済出訴につき始末口上書)
 小林村百姓八右衛門 (印) → 御手代様
- 138 一 (文政10カ) 一、 借銀一件につき三郎右衛門借某口上書) → 続紙
- 139 一 (文政10カ) 一、 借銀一件につき三郎右衛門借某口上書) → 続紙
- 140 文政11. 2. 14 差上申済口証文 (又四郎より八右衛門親三郎右衛門へ相立金返済一件につき)
 小林村百姓謬認人又四郎 (印)、向相手八右衛門 (印)、他3名連印 → 御代官様
- 141 (文政12カ) 一、 乍恐以上上書御内意御向奉申上候 (真摯御觸龍村四明寺万人講罷しにつき、写)
 若衆世話人誰、同惣代誰 → 一 / (奥書) 村役人惣代誰
- 142 天保2. 12. 一 差上申一札之度 (結内床屋病死につき寺へ埋葬請状難形)
 切紙
- 143 天保8. 一、一 西年下総国印旛郡小林村御成ヶ御付事 (馬場分)
 続紙
- 144 天保9. 3. 一 送一札之事 (百姓並右衛門二男新藏、米木村八左衛門方へ扇養子に差し遣すにつき)
 堀田備中守領分印旛郡米木村名主 定右衛門 (印) → 稲葉丹後守様御領分同国同郡小林村御役人衆中
 縦紙 一通 虫損

- 145 天保10. 9. — 相渡申山証文之事 (3ヶ年季買入、写) 竖紙 1通
小林村馬場方地主文四郎、請人と左衛門→台方金重郎殿ノ(奥書)世話役三右衛門、与頭文治、同八左衛門
- 146 天保12. 3. — 乍恐以書付奉願上帳 (三方領地普及の寛籠訴状写) 続紙 1通
酒井左衛門尉翁吉羽州庄内中田川、彪海阿部惣代、申川輝権吉□□村百姓仁七、外7人→
- 147 天保14. 9. — 乍恐以書付奉願上帳 (小林村持添無名家新田の風水につき) 竖紙 1通
(下総国印旛郡印西新田之内小林村役人一同) →御奉行様
- 148 天保15. 7. 29 奉差上朝請証文之事 (村方百姓男子三人博奕につき村預け、写) 竖紙 1通
右村 (印旛郡小林村) 与頭役伝十郎、同弥太郎、同三右衛門→大中郡入殿
- 149 文久元. 7. 晦 乍恐以書付奉願上帳 (小林村百姓半左衛門穴落につき除帳願ひ) 続紙 1通
小林村百姓半左衛門妻セの(御印)、同人親類惣代百姓清右衛門(印)、組合惣代弥右衛門(印) →御代官様ノ(奥書)右村名主左衛門(印)、与頭専右衛門(印)、同八左衛門(印)
- 150 慶応2. 5. 26 [金子受取惣] 切紙 1通
下総国奈良邑馬場方買入専右衛門、請人六はつ →加入川村奉之助様
- 151 明治3. 10. — 無名家持添雜殿上り高書上帳 (西小林新田) 竖紙 1冊
右村名山崎大忠治(印)、川村専治(印)、山口八郎治(印) →
- 152 明治4. 10. 10 济口証文之写(小林村辺田方水帳につき争論) 続紙 1通
小林村辺田方額人惣代清兵衛(印)、同治兵衛(印)、同半七(印)、同新四郎(印)、同惣右衛門(印)、相半方名主兼石衛門(印) →安神村名主庄右衛門殿、物木村名主兼左衛門殿、平岡村名主伊左衛門殿、竹袋村名主七郎左衛門殿、小林村名主専右衛門殿、同村同勘十郎殿ノ(奥書)安神村名主庄右衛門(印)、物木村名主兼左衛門(印)、平岡村名主伊左衛門(印)、竹袋村名主七郎左衛門(印)、小林村名主専右衛門(印)、同村同勘十郎(印) →御代官様
- 153 明治4. 12. — 出石米之節御尋二付乍恐以書付奉願上帳 (平岡村と井路聖敷上納、写) 竖紙 1通
小林村役人一同連印→元淀原大森御出聖所
- 154 明治5. 7. 23 差上申济口証文之事 竖紙 1通
下総国印旛郡小林村役人惣代名主川村金十郎、組頭山口八郎、小林新田役人惣代名主、同百姓代細井玄兵衛→
- 155 明治5. 9. 5 [印旛郡小林村第五大区捨小区副戸長職制請書写] 1枚
第五大区捨小区副戸長川村専右衛門病氣二付代兼川村金十郎印也印旛県御役所

下総国印旛郡小林村関係文書

千葉大学人文研究 第四十号

156	一、一— (明治初 期)	記 (印旛郡小林村甲年取納石代金書上)	(印旛郡第5大区10小区副戸長小林村川村尊右衛門) →	縦紙	1通	157と同じか
157	(近代) 一、一—	記 (印旛郡小林村甲年取納石代金書上)	(印旛郡第五大区拾小区副戸長小林村納人川村尊右衛門) →	縦紙	1通	後次、156と同じか
158	明治8. 1. —	[小林村光明寺境内総図]	第十四大区三小区下総国印旛郡小林村戸長海老原善太郎、同副戸長山口八郎 (印)、同区同国同郡同村光明寺住職林智観 (印) →	縦紙	1通	
159	明治8. 1. —	[小林村光明寺反別書上差出]	第十四大区三小区下総国印旛郡小林村光明寺住職林智観 (印)、戸長海老原善太郎、副戸長山口八郎 (印) → 千葉県令架取和殿	縦紙	1通	
160	明治8. 5. 28	[国史編修に考証に供すべき図書類差出方につき布達]	千葉県令芝原和代理千葉県参事岩佐為春 → 三小区扱所 → 物木村始14ヶ村各村之用掛衆中 → 月香辺方 → 御同給用掛御中	縦紙	1通	
161	(明治) 8. 5. 30	御達写 (茨城県 → 所轄村につき運券達)	千葉県戸籍掛 → — / (奥書) 月番台方より → 御同給用掛中	切紙	1通	
162	明治8. 6. 7	以書付奉願上候 (官民在地御取調につき土地拝借願)	右小林村用掛惣代岩井治平、小林新田用掛細井重右衛門、副戸長長澤安右衛門、戸長海老原善太郎 → 千葉県令架取和殿	切紙	1通	
163	(明治) 8. 11. 13	[印旛郡小林郡領守島見神社郷社に相定につき向書]	第十四大区二小区下総国印旛郡竹袋村八崩総代用掛 → 同 →	切紙	1通	
164	明治初 (8年以降カ) 一、一—	以書付奉願上候 (当取運送公社につき戸長吉岡七郎の不法を訴ふる下書)	第十四大区二小区下総国印旛郡竹袋村八崩総代用掛 → 同 →	縦紙	1通	
165	明治5. 9. 19	[小林村光明寺所有地五甲地券写抜書]	平民鈴木貞藏 (印)	縦紙	1通	
166	明治5. 10. 12	[下総国印旛郡小林村地籍図] (墓地・境内・官有芝地など)	地主惣代：中嶋佐平 (印)、事務掛：川村平治 (印) 他1名、戸長：鈴木貞藏 (印) →	縦紙	1通	千葉治安裁判所の印あり
167	丑. 3. 5	[諸上納金帳、普請帳、各主引高につき出入内情につき領口証文写]	取扱人：光明寺 印、名主四郎左衛門 印、名主新左衛門 印、字頭定右衛門 印、同伝十郎 印	縦紙	1通	(編纂書)「台方出入二付取扱二而相済候付裏書之案」
168	寅. 一、一	覚 (田畑買入金子借引返済方につき)	→ →	縦紙	1通	
169	卯. 3. 24	覚 (左頭恭重新田之内中田切り新田にて手帳負、事後取扱 写)	小林村祐や、名主新五左衛門、字頭吉兵衛、同伝八 → 御代官様	縦紙	1通	
170	卯. 10. 24	乍恐差上申口上書之事 (小林村と平岡村境論所六三提之儀につき証文、写カ)	平岡村役人 →	縦紙	1通	
171	辰. 4. —	浦融 (浜御通その他海手御成につき写)	岩太、修輔印、主計、土佐、播磨印、能登印 → / (奥書) 高清左衛門 →	縦紙	1通	

172	辰 8. —	差上申口上書之事 (小林村・平岡村田地境立得心につき)	下総国印旛郡小林村名主新五左衛門 (印)、同十兵衛 (印)、同勘十郎 (印)、組頭広四郎 (印)、深尾新入郎兼御知行所同国郡平岡村名主清右衛門 (印)、組頭四郎左衛門 (印)、小堀浅之丞兼御知行所同村名主次郎右衛門 (印)、組頭藤左衛門 (印) → 次章 太郎左衛門様	豎紙	1通	虫損
173	辰 10. 18	[济口証文写断簡]	大左衛門、与惣兵衛、紋 (カ) 四郎、利左衛門、同村百姓代元右衛門、与頭金左衛門、同次郎右衛門、同張七、名主伊 惣治 → 小林村投人名主専右衛門殿 / (奥書) 小林村取扱人名主専右衛門	豎紙	1通	断簡 (末尾のみ)
174	未 正. —	乍恐以書付奉頼申候 (代代村ほか五ヶ村用水堤崩れ場所普請につき)	八木村名主久右衛門、与頭長兵衛、百姓代七郎右衛門、松代村名主五兵衛、与頭平兵衛、百姓代兼次兵衛、北須賀・舟形岡村名主三郎兵衛、与頭又兵衛、百姓代次左衛門、[] 印西筋小林村新五左衛門、源右衛門 → 御代官様	横紙	1通	後欠
175	未 6. —	乍恐以書付奉頼申候 (名主忠左衛門与頭共・勘十郎山争論につき)	名主幾右衛門 (印) → 名主専右衛門殿、同勘 (カ) 十郎殿、与頭兼中	切紙	1通	
176	戌 11. 11	一札 (名主役退役願)	印旛郡物木村庄屋、与頭、百姓代、小林村庄屋、与頭、百姓代 → 荒木多右衛門殿、及山東 藏殿	横紙	1通	虫損甚だし
177	—, 8. 18	稲葉内匠頭領分下総国印旛郡物木村小林村申口 (物木・小林・竹袋・平岡・笠神 5 か村と小林新田板木抜き取り出人につき)	笠神村名主庄右衛門、組頭藏左衛門、同徳左衛門、同是兵衛、同勘右衛門 → / (奥書) 印西郡小林村利五右衛門 → 御代官様	横紙	1通	雜目刻雕 (紙数 2枚)
178	—, 12. 12	笠神村之者共江申渡覚 (笠神村新田地未水門普請につき)		横紙	1通	後欠
179	—, —, —	内寄口為取替証文之事 (物木村百姓源右衛門より同村名主庄右衛門、百姓源左衛門を相手取願込訴訟につき)		横紙	1通	後欠
180	—, —, —	覚 (御拜領引請 90両寄納)		横紙	1通	後欠
181	—, —, —	乍恐以書付奉頼願文 (關東取納出役廻村吟味用踏簡) (下書)		豎紙	1通	(端裏書) 「古書付教通」
182	—, —, — (寛文 6カ)	起請文前書之事 (小林村笠神村谷原出入裁許につき、下書)	小林村名主百姓 3 人、笠神村名主百姓 3 人	豎紙	1通	裏打ちあり
183	—, —, —	一札 (船岡山御林と持山境入込につき)		切紙	1通	後欠
184	—, —, —	記 (小林村畑方覚水地分書上)		切紙	1通	
185	—, —, —	乍恐 (乍責納延引につき)		横紙	1通	雜目刻雕、後欠

下総国印旛郡小林村関係文書

186	—、—、—	〔願書〕(三郎右衛門家因明につき、下書)	→	続紙	1通	断簡、継目剥離
187	—、—、—	差上申済口証文之事(笠柳村はか4か村と柗原新田16ヶ村との悪水落引廻出入内済証文下書)	→	続紙	1通	継ぎ目剥離、後欠
188	—、—、—	乍恐書ヲ以返答申上候事(平岡村からの宣場訴訟につき)	→	切紙	1通	後欠
189	—、—、—	乍恐以書付御赤漆奉申上候(田畑金銀備領出入り)	→	堅紙	1通	後欠
190	—、—、—	証文之良(弥右衛門はる夫婦離縁、跡相続養子につき)	→	堅紙	1通	後欠
191	—、—、—	乍恐以書付ヲ奉願上候事(御四郎右衛門退役の節小百姓など手紙見合望につき)	→	続紙	1通	後欠
192	—、—、—	乍恐書付を奉御赤漆申上候(三郎右衛門名主動役の時御役所御拜席書入、地面につき)	→	続紙	1通	後欠
193	—、—、—	一札(支配者につき年貢諸役運賃などにつき村々請書)	→	堅紙	1通	後欠
194	—、—、—	以書付願上候(年貢納め方追返につき惣代4人背きにつき詫び、下書き)	→	堅紙	1通	後欠、紙背は、請証文書付の包紙 ツハ書など
195	—、—、—	〔江戸出し入足請負につき願書〕	→	切紙	1通	
196	—、—、—	〔米永引負の嫌疑否定につき願書下書〕	→	切紙	1通	
197	—、—、—	〔悪水引廻出入につき内済証文下書、断簡〕	→	続紙	1通	断簡(末尾のみ)
198	—、—、—	〔済口証文〕(反別手帳の受取ならびに平岡村高請けの義につき)	→	堅紙	1通	断簡(前欠、後欠)
199	—、—、—	乍恐以書付奉願上候(百姓茂左衛門式男兼吉身持不直につき)	→	堅紙	1通	後欠

200	一、一、一	[米永納め方難決につき願書下書]	→	→	縦紙	1通	裏面にち繰く
201	一、一、一	小林村名主新五左衛門源右衛門、与頭兵右衛門口上書 (勅十郎訴状の記す諸証文につき)	→	→	縦紙	1通	後欠
202	一、一、一	[困窮大借につき家屋敷村方へ買請につき願書下書]	→	→	縦紙	1通	断簡 (前欠、後欠)
203	一、一、一	乍恐書付を以奉願上候 (辺田方組頭彦四郎出訴一件につき)	→	→	縦紙	1通	後欠
204	一、一、一	[願書写]	→	→	縦紙	1通	前欠
205	一、一、一	相渡申山証文之事 (写)	→	→	縦紙	1通	(端裏書)「川村専右衛門死去之内 大切二御堅候」
206	一、一、一	[小林村百姓八右衛門口上書取次願]	→	→	切紙	1通	前欠
207	一、一、一	取かわし手形之事(境堤御検使御見分につき)	→	→	縦紙	1通	後欠
208	一、一、一	[七郎右衛門謹儀につき親類五人組進署証文]	→	→	縦紙	1通	前欠
209	一、一、一	乍恐以書付奉願上候 (新兵衛、4人を打擲につき願書下書)	→	→	縦紙	1通	
210	一、一、一	[帯り金出入につき訴訟下書断簡]	→	→	縦紙	1通	前欠
211	一、一、一	[村内争論済口証文断簡]	→	→	切紙	1通	断簡 (前欠、後欠)
212	一、一、一	[困窮につき御款頼断簡]	→	→	縦紙	1通	断簡 (前欠、後欠)
213	一、一、一	[願書断簡か]	→	→	切紙	1通	断簡 (末尾のみ)
214	一、一、一	[田畑金子出入につき某願書断簡]	→	→	縦紙	1通	断簡 (前欠、後欠)
215	一、一、一	口上 (病者の答慰につき書状)	→	→	切紙	1通	後欠
216	一、一、一	乍恐以書付奉願上候(重右衛門、檢約御懸意、村議定に背き酒席、いにつき証の)	→	→	縦紙	1通	後欠
217	一、一、一	[村方百姓諸願面改め要求につき村役人願書断簡]	→	→	縦紙	1通	断簡 (前欠、後欠)
218	一、一、一	[願書断簡]	→	→	縦紙	1通	断簡 (前欠、後欠)
218	一、一、一	(庄右衛門、五兵衛ほか計 6人の者共小百姓に対し我儘の御掛けにつき訴状)	→	→	縦紙	1通	173-252、166とは別、断簡
220	子、10、14	し切覚 (種結)	→	→	縦紙	1通	鎌日御難

221	丑. 4. 13	仕切 (種箱80F)	ます (□+ノ) 川屋茂兵衛 (印) →石橋亀藏 殿	続紙	1通	雜日到離
222	丑. 4. 25	仕切 (種箱18枚)	絹川屋茂兵衛 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	雜日到離
223	申. 7. 29	仕切 (手製種箱)	寿可川屋銕吉 →石橋亀藏殿	続紙	1通	雜日到離
224	申. 11. 24	仕切覚 (種箱など)	須賀問屋銕吉 →石橋亀藏殿	続紙	1通	雜日到離
225	申. 12. —	仕切覚 (種箱代)	須賀川屋銕吉 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	
226	酉. 2. 16	仕切之事 (大伴種箱、布川長右衛門船144枚)	丸屋大兵衛 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	
227	酉. 4. 朔	仕切之事 (大伴種箱)	丸屋大兵衛 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	
228	酉. 5. 14	仕切 (種箱)	須賀川屋銕吉 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	
229	酉. 8. 6	仕切之事 (大伴種箱)	丸屋大兵衛 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	
230	酉. 9. 朔	仕切 (赤水一樽)	小網町3丁目絹川屋茂兵衛 (印) →石橋亀藏 殿	続紙	1通	雜日到離
231	酉. 10. 2	仕切 (種箱)		続紙	1通	
232	—. 3. —	仕切 (種箱172枚)	すか川や銕吉 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	雜日到離
233	—. ③. 7	仕切 (種箱150枚)	須賀川屋銕吉 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	雜日到離
234	—. 5. 28	仕切覚 (大伴種箱173枚他)	須賀川屋銕吉 →石橋亀藏殿	続紙	1通	雜日到離
235	—. ⑧. 14	仕切覚 (種箱144枚)	須賀川屋銕吉 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	雜日到離
236	—. 11. 14	し切覚 (種箱)	須加川や銕藏 (印) →石橋亀藏殿	堅紙	1通	
237	(近代) —. —. —	[官有地拜借住居につき願書下書]		堅紙	1通	
238	□丑. 7. 吉辰	御察佐七本でうし (写)	奥井新船 →	堅帳	1冊	雜日到離
239	戌. 11. 27	御代 (種物代金銀支杖)	御加川屋祐吉 (印) →石橋亀藏殿	続紙	1通	雜日到離
240	—. 11. 24	差引覚	すか川屋銕吉 (印) →石橋亀藏殿	切紙	1通	下部破損
241	—. —. —	[年号別年教書上]		切紙	1通	雜日到離、後欠
242	—. —. —	覚 (松木長さ等書上)		続紙	1通	
243	—. —. —	主法書		横帳	1冊	
244	—. —. —	[大坪本流手綱目録・綱目録]		切紙	3通	二つ折一括、綴紙、雜目が剥離した か
245	—. —. —	[馬操作の覚]		切紙	1通	

史料編

凡例

一 本史料集には、主として、一七世紀の文書のうち、解題で述べた走りもの、入会争論に関する史料を中心に収めた。() の番号は目録番号である。

一 漢字は、原則として常用字体を用い、それがないものは史料記載の字体を用いた。ただし、固有名詞等一部については原記載をした。また、以下の異体字・俗字・合体字は残した。

メ貫	メ(しめて)	メ(して)	タ(より)	ア(部)
刁(寅)	壬(閏)	艮(銀)	扣(控)	芴(州)
并(並)	亼(事)	昏(紙)	悴(悴)	俣(儘)
欵(歟)	曾(曾)	躰(体)	龜(粗)	嶋(島)
噯(扱)	玠(珍)	咄(嘩)	忝(松)	灵(靈)

一 仮名は、原則として現行の字体に改めた。ただし、以下の字が助詞として用いられている場合は残して小文

字とした。またルビとして使用されているときは現行の仮名に直した。

江(え) 茂(も) 与(と) 而(て) 者(は)

一 翻刻にあたり、可能な限り原史料の記載を尊重したが、以下の諸点については改めた。

(一) 適宜読点を付した。

(二) 欠字は一字あけとした。また、平出・台頭は二字あけた上、右側に(平出)・(台頭)と注記した。

(三) 虫損・汚損等による判読不能部分については、字数の確定できるものは字数分を□、確定できないものは「」で示した。

(四) 抹消・改変については、一般の凡例にしたがった。

(五) 一筆内の記載については、原則として原記載形態に捕われず、追い込みとしたが、原記載に準じた場合もある。

一 校訂者による注記は、以下の諸点である。

(一) 異筆、後筆、朱書、端裏書、付箋、貼紙などにつ

いては、該当部分を「」で囲み、右肩に（異筆）などと注記した。ただし、組版上それが困難な場合は、多少の異同がある。また付箋、貼紙などで同様の場合、波線でその位置を示した上、別記した。

(二) 明らかな誤字・脱字等は、該当部分の右側に、正しい字を小さい活字で（ ）に入れたり、（ママ）等と記載した。ただし、同一史料の中で同じ文字が頻繁に出てくる場合は、原則として初出箇所のみに記載した。

(三) 史料の形態等、注記を必要とすると考えられる事項については、適宜○印を付して小さい活字で注記した。

史料

一 寛永一〇年一〇月
走り百姓尋ね出しにつき請け証文写 (1)

一札之事

一 今度多兵へ、長三郎はしり申二付（余ノ誤カ）而我等とも（被カ）と被仰候而、此者出申までしち御取被成候を隼人御わひ事不申、先しち物之儀さし置被成候、此兩人者とも（尋カ）いらい進出し不申候ハ、何様にも御かゝり可被成候、其時一口之儀申上間敷候、我等とも無油断たつね出し可申上候、為其御手形指上申候、為後日仍如件

寛永十年

小林村

長右衛門

西ノ七月廿九日

同

与右衛門

田嶋市左衛門殿

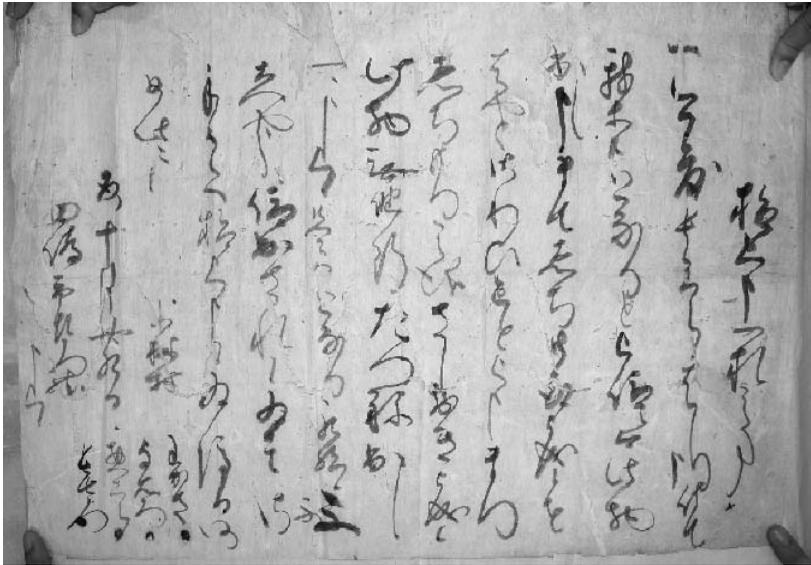


写真1 (小林村文書2)

二 寛永一〇年一〇月

(2)

走り百姓尋ね出しにつき請け証文

指上申一札之事

一 今度長三郎はしり申付て我等共となりと被仰二而此物

出し申までしち御取被成候をはやと御わひこと被申、

まつしちもつ之儀さしおき被成候、此物無油断たつね

出し可申上候、是ハとなり罷居候ふしやう二仰出さ

れ候、為其御手かた指上申候、為後日仍如此二候

小林村

わかさ (筆印)

与右衛門 (筆印)

西ノ十月廿九日

惣二郎 (筆印)

長右衛門 (筆印)

田嶋市左衛門様

申上候

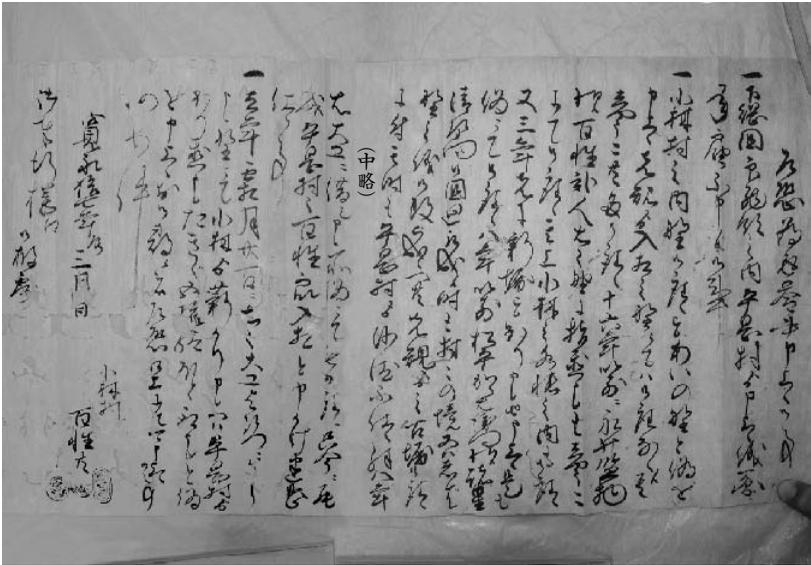


写真2 (同5)

三 年月未詳(寛永一〇年力)
走り百姓につき請け証文 (3)

指上申一札之事

一 此度源衛門、多兵衛、長三郎御年貢を御無沙汰付、かけおち致候処を引被帰申二付、而なき事をつくり、目安を上候へ共、一ヶ書も無証拠事を申上候二付、源衛門儀ハ江戸ニ而なわにかゝり、多兵衛儀ハ小林村を払われ、此ノ多兵衛へ若小林村之内へ出入仕候を見あい次第になわを(後欠)

四 寛永一五年 (4)

小林村台方四郎兵衛・小四郎借金未済につき願書

乍恐以書付を以御申上候事 (三宅)

一 宮毛多兵衛様御知行所小林村之四郎兵衛と申御百姓之兄弟二御座候小四郎と申者、申之御年貢二つまり、我

等所ニ有合ニ被まり申度之由、様ニ申二付而金子かし
置申候事

一有合ニ御座候とて丑之霜月五日ニ小四郎を彼四郎兵衛
引取、我等方へ金子濟不申候間、様ニさいそく申候へ
共金子濟不申二付而、我等人とも指置不申、何共迷惑
申候事

一在郷之さほう八十二月廿七日ニ指置、又出申候時(カ)
も十二月廿七日ニ出申はずニ御座候を、彼四郎兵衛ハ
む□を申、金子不濟むたいに引取指置申様、金子濟し
不申候内ハ我等之者ニ御座候を、小四郎をもかへし不
申、又ハ金子をも濟不申、か様之いたつらを申候事
一 小四郎被まり申候時之手形ハ、壹分成共か、り候者出
申間敷之定ニ御座候処ニ、壹分も不濟か様ニいたつら
を申候事

一 小四郎と申者ハしたちる百姓ニハ無御座候へ共、あな
たこなたの小作ニ作り、まよい申二付而身売申候事
右之条ニ御訴訟申上候間、被仰付可被下候

下総国印旛郡小林村関係文書

小林村
川村三郎右衛門(印A)

寛永拾五年
刁(カ)

(三宅)
宮毛多兵衛様

御内源左衛門殿

同弥左衛門殿

御披露

五 寛永一七年三月

(5)

平岡村との入会地争論につき小林村願書

乍恐為返答書申上候御事

一 下総国印西領之内平岡村ニ申上候儀一円承届不申候御
事

一 小林村之内野御座候を、あいの野と偽を申上候、先規
ニ入相之野ニてハ御座なく候、其しやうこ共多御座
候、十六年以前ニ永井監物様百姓式人、右之野に指置
申候もしやうこにて御座候、其上小林之水帳之内も御

座候、又三年先に新堀をほり申候由申上候、是も偽にて御座候、八年以前松平加郎右衛門尉様、諸星清左衛門尉(様脱カ)御国廻被成候時も村々の境、又ハしば野之儀御改

被成候へ共、先規之古堀御座候に付、其時も平岡村の沙汰不仕候、殊八年以前右之両御奉行御越被成候時も小林村、物木村と野の出入御座候時、右二ヶ村之ものども申上候「偽と御奉行衆被思召、平岡村庄屋大郎右衛門尉、年寄七郎左衛門尉式人被召出、小林之内山外山境御尋被成候へハ、小林の内と右兩人申上候、其時則其しば野にて御絵図を被成候、我く共か様ニ申上候事偽と被思召候ハ、右之絵図物木村ニ御座候間被召出、御さばき被成可被下候、又三年先に伊丹播磨様御国廻之時も何とも不申上候、是もしやうこにて御座候御事

一 川辺ニ付而谷原御座候、是も入相と申上候、左様にてハ無御座候、先規のさかい御座候而其境の内へハ互に入不申候、其上平岡村ニも馬草取申候やわら多御座

候、偽と被思召候ハ、御見使を被遣御らん被成可被下候御事

一 平岡村之田地にかこいを仕候を打やぶり申候由申上候、是も偽にて御座候、平岡村ニ与左衛門と申牢人之大工御座候(カ)か小林分之しば野少借り申度と申候間、しよくにんニ而御座候へハ用所をも申ためと存候而あいたいにてかし申候へハ、去年春畑ニひらきかこいを仕候間、使を立打やぶり申候、右大工ニ借し申候所偽にて無御座候、只今ニ罷成、平岡村之百性衆入相と申かけ、迷惑仕候事

一 去年霜月廿一日ニ右之大工与左衛門ニかし申候野にて、小林の薪かり申候へハ平岡村のかり置申候たき、五拾駄ほど取申候と偽を申上候、於御尋ニ者乍恐口上にて可申上候御事、仍如件

寛永拾七年辰ノ三月 日

小林村

百性共

(印A)
(印B)
(印C)

御奉行様江
御披露

六 寛永一七年六月

小林村・平岡村入会争論につき裁許絵図渡し状写

(7)

小林村平岡村境野公事之事

寛永拾七年辰六月廿二日、於御評定場ニ松平伊豆守殿、

伊丹順斎、(留守居牧野信成) 牧野内匠殿、(町奉行堀直之) 堀式部殿、(大番頭安部信盛) 阿部撰津守殿、(大番頭松平真次) 松平縫殿助殿、物木村以絵図を小林村かちニ被仰付候、

右之物木村斗可為人合候、以来為証拠物木村之絵図写小

林村百姓共ニ相渡者也

寛永拾七年

辰ノ
六月廿四日

佐橋甚兵衛

三宅太兵衛

永井監物

小林村百姓中

七 寛永一九年三月

(8)

小林村との谷原争論につき瀧村願書ならびに目安裏書写

乍恐以目安申上候

一 下総国印西領之内小林郷、瀧村、物木村と申三ヶ村壹

郷ニ御座候、就其御公儀御役等をも三ヶ村にて仕候、

又入相之谷原に新つ、ミ之ねたつをも三ヶ村之人足に

て仕候、前代(谷原)のやわらへ入相ニ御座候処、去年四月十

一日(谷原)小林村(谷原)の俄にかまを取、やわらへ入不申候間、

迷惑仕候、小林之御地頭永井監物様、左橋甚兵衛様、

三宅太兵衛様御三人様へさまく御佗言申上候へと

も、御しやうい無御座候而迷惑仕候事

一 当年拾八年以前物木村、たき村のかまを小林村へ取申

候、其時分たき村ハ内藤外記様御知行所ニ御さ候、物

木村ハ岩瀬吉左衛門様御知行ニ御持被成候、小林村之

御地頭永井監物様へ外記様、吉左衛門様へ御両所様よ

り御断被成候へハ、前代人相ニ相究、監物様之御持小

林之名主隼人殿申者ニ被 仰付候而、たき村迄かまを
持参申相返し申候事

一 此谷原へ入相不申候へハ、田畑之こやし取可申方無御
座候而迷惑仕候、右之通被 仰付可被下候、委細之儀
ハ御尋之上可申上候事

寛永拾九年
午三月日
御奉行様江申上

瀧村
百姓

^(裏書)
「右之通目安上ケ申候、返答書いたし裁許可仕候、以上

四月廿□日

順案^(カ)判
^(永井目元)
監物

撰津

縫殿助

小林

百姓中

八 午(寛永一九年) 四月
瀧村との谷原争論につき小林村返答書 (9)

乍恐返答書を以申上候

一 下総国印西領之内瀧村の申上候儀偽ニ而御座候、瀧村
之者小林村之谷原芝野入相可申筋目一円無御座候、御
公儀御役等をも一同仕之由偽ニ而御座候、新堤之儀も
小林三給の外何方も不仕候、拾ヶ年以前松平加、右
衛門様、諸星清左衛門様御国廻之節、瀧村二九日迄御
逗留被成候ニ付而印西領申分御座候処ハ何も罷出、万
事相極候へとも、前ミの入相にて無御座故、瀧村申分
不仕候、其上拾年以前物木村と小林村野公事御座候ニ
付而御奉行様物木村へ絵図被下候、右之御絵図ニも
瀧村入相とハ御座有間鋪候、か様之刻も入相ニ而無御
座候故、何之申分も不仕、只今偽を申上候事
一 十八年以前瀧村の小林村へ参、草をぬすミかり申付、
かまを取申候処ニ、瀧村之百姓共重而草かり申間敷と

かまをさま(カ)もらい申候へとも出し不申候二付、其

時分瀧村之御地頭内藤外記様、永井監物様へ御断被成

候二付、前々入相候ハ、かま相返し可申由監物様被

仰付候へとも、何も相給之百姓共たとい御地頭御理

候共先規今入相不申所候間、右之かま返し申事罷成間

敷由申、返し不申候事

一 当年五年以前御国廻衆、頓而近所迄御座候へ共先規今

入相二無御座候へ者瀧村之者何共不申候、去年四月十

一日瀧村之もの又草をぬすミかり申候間かま取申候、

殊瀧村ハ高六拾八石之所にて御座候へとも野谷原多キ

所二御座候へハ、馬草こやしをもたくさん二取申候、

猶御尋之上口上可申上候

午ノ 下総国印西領

四月

小林村

(印A)
(印D)
(印E)

御奉行様

九 正保二年四月

(11)

小林村・笠神村谷原出入につき裁許状

下総国印西領小林村与笠神村田地并谷原出入之事見分を

以遂穿鑿申付上者、近藤石見守知行之時築せ候水除之堤

之外小林ハ開発之田者小林之地、笠神ハ開発之田者笠神

之地二相定之間、自今以後互ニ新開不可致之、付谷原者双

方可為入相者也

正保二年

西四月廿二日

(勅定靈井永重)

坪井金太夫(印)

(關東郡代)

伊奈半十郎(印)

(目付石河利政)

石河三右衛門尉(印)

(天目付宮城和重)

宮城越前守(印)

下総国印西領小林村

名主惣百姓中

一〇 明曆二年二月

(13)

笠神村と谷原出入につき小林村願書

乍恐書付を以御訴訟申上候事

一 下総国印西領之内小林村と笠神村之境、先規ら御座候所を笠神村之百姓衆小林村之地之内ニ押へて新田開発仕候間、理り申候へハ、境無御座候と申、用ヒ不申候故

御公儀様江御訴訟申上候事

一 拾貳年以前ニ西ノ年御国廻り之御奉行様御見分被成、

小金村へ双方被為召出、対決御聞被成候て、石見堤之

外小林之地ニ笠神村ら開と申田ハ笠神村へ御付被成、

小林村らひらき申田ハ勿論小林村へ御付ケ被成、堤ら

外之谷原ハ双方入合ニ仕候へと、小金村ニ而両方へ御

証文を以被仰付候事

一 笠神村之百姓衆、右之御証文を相背、笠神村之谷原へ

ハ小林村之百姓を入申間敷とふせき候て、馬草をとら

せ不申候、小林村之谷原へハ十貳年此方へ村下迄參、

馬草茹取申候間迷惑仕候、然共御証文を難有存、小林

村ら只今迄無異儀からせ申候、此度双方被為召出、右

之御証文之通無相違入合候様ニ堅被為仰付可被下候、

御尋之砌可申上候、以上

永井弥右衛門知行所

小林村 八右衛門(印A)

明曆貳年

申ノ二月廿二日三宅大兵衛知行所

同 隼 人(印F)

佐橋甚兵衛知行所

御奉行様 同 四郎右衛門(印G)

一一 明曆二年二月

(14)

笠神村と谷原出入につき小林村願書

乍恐書付を以御訴訟申上候事

一 下総之國印西領之内小林村と笠神村之境、先規ら慥成

証抛御座候而極り申候所を、笠神村之百姓衆小林村地

之内を押而切りひらき申ニ付而理り申候へ共、堺無御

座候とて用不申候故 御公儀様江御訴訟申上ニ付而、

拾貳年以前酉ノ年御国廻り之御奉行様御見分被成、小金へ両方被召寄、彼地ニ而たいけつ御聞被成、石見堤之外小林地之内ニ笠神村をひらき申候分之田笠神村へ御付、勿論小林村をひらき申候田ハ小林村へ御付被成、堤之外谷原ハ双方入合ニ仕候へと被仰出、則小金

ニ而両方へ御証文被下候事
一 笠神村之百姓衆右之御証文相背、笠神分之谷原へ小林
之もの参候へハ入申間敷とふせき馬草とらせ不申、剩
小林分之谷原へハ村下迄其砌を笠神之もの参馬草かり
取申、近頃めいわく仕候、然共御証文そむきかたく
存、此方よりハ只今迄少も異儀なくからせ申候、此度
双方被召出、以前之御証文之通たかに、谷原無相違入
合申様ニかたく被仰付可被下候事

一同ハ罷成可申儀ニ御座候者此節之儀ニ御座候間、先規
合之証拠御せんさく被成、以来永申分不仕候様ニ堺被
仰付被下候者一入忝奉存候、委細者御尋之砌可申上候、
以上

下総国印旛郡小林村関係文書

明暦貳年
申ノ二月廿二日
水并弥右衛門知行所
小林村
八右衛門(印A)

三宅太兵衛知行所
同
隼 人(印F)

佐橋甚兵衛知行所
同
四郎右衛門(印G)

御奉行衆中様
参

一 二 年月未詳(明暦二年力)
笠神村と谷原出入につき小林村願書
(15)

乍恐書付を以申上候御訴訟之事

一 下総国小林村と笠神村谷原出入当秋御せんさく被成、
先規之御証文次第被仰付、其上拾二年此方谷原ニ新ひ
らきいたし候分者^(書紙)せいしを以つふし候様ニと被仰付候
故、互ニせいしヲ仕、わたんいたし双方立合、笠神村

之新ひらき九月廿六日二つふし置申候処ニ、当月六日

ニ笠神村之者其右つふし置申候新ひらき之はた江罷出、

麦まき申候由承候二付、此方之者罷出致断、をさへ申

候へハ、笠神村之百性共大せい草ヲふせ罷有、鍮り、

脇指ぬきつれ、ほう、とひくちなとヲも持、(理不尽)りふちん

ニふちか、り申候付、此方之者手ふりニ而罷出候故、

手ヲあげ、色ニ断仕候へ共承わけす、ことくく切

か、りふちか、り、大せいニ手ヲおふせ、半死に罷成

候者五人、其外十人あまりハ散々ふたれ申候事

一右之節笠神之庄吉と申者、八右衛門と申候者ヲ切申候

刀ヲ、則八右衛門く、り入取付申候所を、庄八と申候

者立合、二人ニ而もき取、漸々にけ申候内ニ、村之者

かけつけ手負ひつかけ漸々にけ申候事

(後欠)

一三 寛文二年七月

(17)

小林村と谷原出入につき物木村願書ならびに目安裏書写

乍恐御訴訟申上候事

一 下総之国印西之庄小林村物木村人相之谷原之儀、三拾

ケ年以前西之年両村之申立公事之儀、(平出)御公儀様へ罷

出对決仕、谷原入相ニ被聞召届、則絵図ニ御裏書被下

候事

一 式拾三年前右之谷原之内小林村之我ま、ニ仕立山十

八ヶ所仕候付、先規被仰付候時右之谷原之内何方ニも

山林不仕候、新田も不仕筈ニ被仰付候故、伊丹(播)磨

様、山崎権八様、諸星清左衛門様、堀式部様御国廻り

ニ御出之刻、物木村之者其右之条ニ申上候得者、則小

林村之御百姓被召寄被仰付、右仕立山不残くつし候様

ニ被仰付候事

一 右之通り 御公儀様之被仰付候所ニ、又候哉八ヶ年以

前之山林拾三ヶ所仕立申候二付、年々以使を小林村之

者ノ方へ申遣し、先規る仕立山并ニ新田仕間敷由双方

へ被仰付候処、大分ニ山林仕立候儀不届候、早々くつ

し被申候様ニと申遣候へ者、いかにも心得申候と返事

申こし候へ共、山林ハくつし不申候、我ま、仕候、事殊

ニ去年迄右入相之内ニ而ハ何方ニ而も草かり取申候処

ニ、当年ニ罷成小林村の物木村の百姓共のかまにくう

むりニ取申候へ而草からせ不申、迷惑仕候事

一去年極月中の右入相之谷原之内ニ小林村の新田新山を

仕、牢人者をかこい置申候間、入相之谷原を方々我

ま、仕候事、何共迷惑仕事

右之通りニ小林村隼人、八右衛門我ま、仕候間、御慈悲

被聞召被仰付被下候者難有可奉存候、猶口上ニ可申上候

寛文貳年寅七月 物木村 庄右衛門

同所 組頭 仁兵へ

同 三郎左衛門

御奉行所様

下総国印旛郡小林村関係文書

〔兼書〕如此目安差上候間返答書致、来月六日評定所江罷出可

対決、於遲参者可為曲事者也

寅 七月廿五日

岡豊前

〔勘定頭妻木重直〕

妻彦右衛門

〔町奉行渡辺綱貞〕

渡大隅

〔町奉行村越言勝〕

村長門

賀甲斐

〔寺奉行加々爪直澄〕

井河内

〔留守高滝川利貞〕

瀧長門

小右近

〔留守居伊沢政信〕

伊隼人

〔留守居本多忠相〕

小林村 隼人

同所

八右衛門

一四 寛文二年八月

(18)

物木村と谷原出入につき小林村返答書下書

乍恐申上ル返答書之事

一 下総国印西領之内物木村、小林村と先年野論仕候之
 処、谷原さん野入相に仕候へ之由三拾年以前被仰付候
 付、物木村百性当五月迄御定之通小林村之内山へハ終
 二入申儀無御座候処ニ、何と仕候哉、当六月初而小林
 村之○内山迄押込○堤土手をふみこし百性居山并御前帳之内迄押こみ、木
 草悉ク并植へ松八九尺ハ大小百五拾本余切取らうせき
 致迷惑仕候故、からすいと申所御帳面之内ニ林仕立
 申候地内にてかま三具、馬の荷ぐら二口証拠のためニ
 取置申候、并百姓居山かこいの内からすい道作と申所
 ノ二ヶ所にてうへ松等切申時分かま五具、荷ぐら七
 口、次二代ニ林に仕来り申候かうぼう台と申所にてか
 ま二具、荷ぐら三口為証拠之取置申候事近此理不尽成仕方近頃迷惑仕申候事
 一 物木村ハ申上候通廿三年以前迄ハ小林谷原ニ立山仕置

候処ニ、其時分御国廻り様中くづし候様ニと被仰付候
 故、右之翌日立山一つも不残くづし申候、其まきれ無
 御座候事

一 八年已来山林十三仕立候由物木村ハ申上候、此段ハ大
 偽にて御座候、谷原散山野の共ニ入相之地ニハうへ木一本
 も不仕、たとへうへ申候共昼夜互ニかり申所にて御座
 候間、残置申儀ニも無御座候、然付使一度も請不申
 候、今度かま荷ぐら取申儀ハまへかど書付申ごとく内
 山ニ而らうせき致候故、為証拠之取置申候事
 一 去ル極月散之内へ牢人者うつし新田新山仕候由申
 上、是ハ他郷ハハ不参候、同村佐橋甚兵衛殿御百性ニ
 て御座候、其上内山かこいの内にて御座候間、物木村
 少も申ぶん御座有間敷事
 一 物木村百性当六月廿三日ニ初而小林村内山迄押こみ、
其以後色、
 いろく、らうせき仕候故物木村へ数度断り申候へとも
 承引不仕、剩三拾年以前御公儀様ハ御証文ヲ以被仰付
 候間、以来ハたとへ居山居ぐね迄不残切取申共、物木

村之者心まゝ次第之由返事ニ申越候間、右之通り御公
 儀様を於被仰付候ハ、其御か様ニ可有之事ニ候、左
 候ハ、小林村たいてん申事ニ候間、不叶迄御公儀様へ
 御訴訟可申上候処ニ、のろんまへハ不及申ニ、三拾年此
 来も終ニ内山へハ手入不仕、此度初野論而○内山迄おしこ。さかいとして迄ふみこし
 被申候儀理ふぢんニ候、たとへ御証文有之候共三拾年
 之間失念被致候へハ油断ニも罷可成候哉、其故絵図の
 うつし此方も持申候へとも内山居ぐね居山かこいの
 内、或ハあれ地の村等迄入相申様上様ニハニとハ不被仰付候、
 近比不審ニ存候間、物木村の御証文絵図見せ候様ニ色
 ミ申遣候へとも見せ不申候付、佐倉へ罷越和泉様ノ御
 家老、御代官衆へ益前益以後相話、物木村絵図御証文
 見せ候様ニ被仰付被下候様ニと色ミ申上候処ニ、何か
 と埒明不申、剩其以後地頭ハ替り物百性ハ末代之事ニ
 候間内ニ内ニ御証文見せ候処ニニて御申付候事難成候間、御公儀へ申上候へ
 之由被仰渡候故、其以後江戸へ罷越地頭へ右之段申候
 之処ニ、百性之訴ハ相地頭へ一通り断り申、其上ニて

御奉行所へ申上筈ニ候之間相待候へ之由被申、其以後
 神尾備前様ヲ被頼入、松平和泉様へ御断り被申候へ
 ハ、物木村百性はや昨日御うらはん取帰候間、内ニ
 て御済候之儀難成由被仰越候故、旁ミ重り申、結句物
 木村の返答ニ罷成候、右之絵図御証文御吟味被為成、
 被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

寛文貳年

八月二日

小林村永井弥右衛門百性

八右衛門

同所三宅太郎左衛門百性

隼人

御奉行所様

参

一五 寛文二年九月

(19)

物木村百姓小林村内木刈取一件につき願書写

印西領之内小林村乍恐申上御訴訟

一物木村ノ者一往ノ断も不仕、先月十一日カ廿一日迄人馬数百人餘ニ而小林村内山迄押込、古来カ之林カこうほうたいと申所ニてふとさ四尺式三寸廻りカ三尺迄之木拾五本、式尺八九寸廻りカ式尺迄ノ木百七拾本餘、其外高サ壹丈八九尺ノ木、両給所ニて式万本餘不殘切り取、其上百性居屋敷へ押込、かこいの堀は、壹丈或ハ八九尺御座候所ヲ切うめ、居くねノかきを切破り、四壁ノ竹木迄悉ク切取申ニ付、何とてらうせき仕候と申候へハ、此度新規ニ居山居くね迄も切取候様ニ御証文被下候故切取申候、只今其隙入時候間、重是カ而ハ是カ□ニかきらす残ル地頭林居くね迄も不殘切取可申候、其分心得候へと申越候間、左候ハ、新規之御証文見せ候へと申越候へハ、其紛無之候間見せ候ニ不及候、其上八月

六日ニ公事ニ負ケ籠舎致候儀はや忘候哉、是非御証文見申度候ハ、御評定所へ参見候へと申候て、終二見せ不申候、彼者共申通ニ居山居くね迄不殘切取申様ニ新規ニ御証文被下候ハ、小林村困窮致死亡所ニ罷成候へ共、兎角可申上様無御座候、併村つふれ申儀ニ御座候間、御あわれミを請申度と奉願候、右之通毛頭偽無御座候間、御慈悲ニ御檢使ヲ被下、我々申上通少も偽御座候ハ、いか様ノ曲事ニも可被仰付候、扱又物木村ノ者御公儀様カ不被仰付候処ニはかり事ヲ致、御意之由申如此らうせき仕候ハ、乍恐被 仰付被下候ニおいてハ難有可奉存候、以上

寛文貳年とらノ

九月廿二日

小林村永井弥右衛門知行所

八右衛門

同村三宅太郎左衛門知行所

隼 人

御奉行所様

一六 寛文二年一〇月

(20)

物木村百姓小林村内木刈取一件につき願書

乍恐申上御訴訟

一物木村之百姓小林村代々の林居くね等迄悉ク切取申候付再三断いたし候へハ、今度新規ニ御証文取候付而如此切取候由申二付、右之段御訴訟申上候処ニ、小林村之者一同仕切取候由物木村の申上候、彼者申通小林村之者立合申候、乍去是ハ佐橋甚兵衛殿百姓不残并二三宅太郎左衛門尉百性七人、此内壱人長右衛門と申者ハ永井弥右衛門尉知行内をも少ひかへ申候、此者共右之場所へ罷出候間、彼者共方へも其後使越申処ニ、物木村之者新規ニ御証文被下候間、我々も參候へ之由申二付、御証文取候ハ、一段之事と申立合切取候と右之者共返事申越候間、右ニ此段申上度奉存候へとも、小林之者ハ物木村のさそわれ申候由、其上物木村之者竹木切取候様二との新御証文を取候由偽り理不尽仕候

故、本人之儀とも一筋二大いたつら者と存、物木村之者斗を申上候へとも小林村一同仕二付、御仕置も被仰付かたく被思召ニおゐてハ、小林村之者ざい取いたし物木村之者をさそひ出し申候哉、又ハ物木村之者さそひ小林村之ものを引出し申候哉、此段物木村之者ニ御せんさく被為成、何れ之道ニも被仰付被下候者有かたく可奉存候、以上

寛文貳年

小林村永井弥右衛門百性

八右衛門 (印H)

寅ノ

十月十三日 同村三宅太郎左衛門百性

隼 人 (印F)

御奉行所様

一七 寛文二年一〇月 (21)

物木村百姓小林村内木刈取一件につき願書ならびに目安

裏書

乍恐申上御訴訟

一物木村之者小林村代々の林こうぼう台と申処にて、ふとさ四尺式三寸廻りゝ三尺迄ノ木拾五本、式尺八九寸ゝ式尺迄ノ木百七拾本餘、其外高サ壹丈八九尺の木大小兩給所にて式方本餘不殘切取、其上百姓居くね迄押込悉ク切取申ニ付再三斷仕候^考、今度新規ニ御証文被下候付如此切取候之由申候間、右之段御訴訟申上候処ニ、小林村之ものも一同仕切取申之由物木村ゝ申上候、彼者申上候通小林村にて立合切取申候ものハ佐橋甚兵衛殿百姓共、并三宅太郎左衛門百姓七人、此内壹人長右衛門と申ものハ永井弥右衛門知行之内をも少持申百姓にて御座候、此ものとも右之場所へ罷出由ニ候之間、其砌彼者とも方へ使越申候得ハ、今度物木村之

もの新規之御証文取候之間罷出切候得之由、物木村ゝ申ニ付、御証文取候ハ、一段ノ事と申立合切取候之由、甚兵衛殿、太郎左衛門百姓共返事申越候事

一甚兵衛殿、太郎左衛門百姓、物木村と一同仕不屈成儀、右□可申上儀ニ御座候へとも、彼ものともハ物木村ゝさそわれ申候由、其上物木村之ものハ竹木切取候之様ニとの新規御証文取申候として偽りいたし、同村を引こみ我々代々の林居くねまで理不尽ニ切取申儀いたつらもの、本人と存、一筋に物木村斗を申上候事

一甚兵衛殿、太郎左衛門百姓、物木村之御証文をたとへ見届申候とも他村と一身仕候段珍敷儀不屈ものニ奉存候、まして御証文を見不申候^而一同仕候へハ近比理不尽ニ奉存候、乍去物木村^がいか様ニ申候^而引入申候哉、彼もの并物木村之もの被召出、双方之申ぶん御たつね被成被^被仰付於被下二者難有可奉存候、委細ハ御尋之上口上ニ可申上候、以上

寛文貳年

小林村永井弥右衛門百姓

寅ノ

八右衛門 (印H)

一八 寛文四年四月

(22)

十月廿二日

同村三宅太郎左衛門百姓

物木村百姓小林村内林刈取一件につき再願書

隼 人 (印F)

御奉行所様

乍恐書付ヲ以御訴訟申上候事

〔裏書〕如此目安指上候間致返答書、来月六日評定所江罷出可

一三年以前寅ノ七月小林村之内佐橋甚兵衛殿百姓彦兵

対決、若於不参者可為曲事者也

衛、三宅太郎左衛門殿百姓伝拾郎、此式人之者企ヲ以

寅

十月廿二日

彦右衛門 (印)

物木村と一同仕、一村之我メ代メ之林其かへれ無御座

豊前 (印)

候処ヲ、物木村ニ御座候御証文之内ニ御座候と我メヲ

大隅 (印)

申かすめ、居くねまで押込草かられ申候事

長門 (印)

一物木村ニ御座候御証文之儀ハ三拾年以前小林村之谷原

甲斐 (印)

之違論ニ而物木村ノ御訴訟申上候時分御御証文申請、

河内 (印)

三拾年此方御証文之通少も出入無御座候儀、一村之彦

兵衛、伝拾郎企ヲ以物木村ヲすめ、御証文之内に御座候と申かすめ、居くね迄押込草かられ申候事

小林村

彦兵衛

伝十郎

一同年八月右之林之内ニ五拾年以来立テ置申候松之木四尺廻ノ式尺四五寸迄大小木数式万本餘切取申ニ付、御公儀様へ御訴訟申上御裏判申請、同十一月六日ニ御

評定所へ罷出候之刻、重而御見分之上被仰付可被下と
御上意ニ罷罷、其後御訴訟可申上処ニ、御知行替り
ニ付不申上、幸御支配一所ニ罷成候間、去年中も此之
段申上度奉存候へ共、御普請御事多御座候而延引仕、
只今迄不申上候、右之山之内御帳面之内も御座候間、
委細ハ御尋之上可申上候、以上
寛文四年辰ノ四月十一日 印西領小林村
八右衛門(印H)

村瀬六郎左衛門様 百 姓(印)
山口 武兵衛様 隼 惣(印I)

林村百性之内にても物木村と一同二木切取申者御座候
由申来候ニ付、人を遣し穿鑿仕候へハ、私百性とも申
候ハ、物木村之者共此度 御公儀之御証文ヲ以御意
にて切取候間、一同仕候得之由申ニ付切取申由ニ御座
候、左様候ハ、木切候百性とも不残めいゝにいん判
仕候様ニと申付、如此いん判いたさせ取申候間、則懸
御目申候、右之趣御尋ニ御座候間、如此ニ御座候、已
上

三宅太郎左衛門

十一月十二日
留守居北条氏利
北条右近太夫殿

一九 年未詳(寛文期力) 一月 (25)

物木村百姓小林村内木刈取一件につき台方領主三宅氏口
上書写

二〇 天和二年九月 (26)
小林村野銭場書上控

口上之覚

一 小林村山にて物木村之百姓共大分之木共切取候砌、小

野銭場町歩覚

田耆反四畝十三歩 馬場村分

畑八反四畝九歩

同村

畑六反五畝三歩

台村分

畑七反四畝三歩

辺田村分

ノ式町三反七畝廿八歩

右之通明泊(マ)ニ改、町歩相違無御座候、以上

天和貳年戌ノ九月

小林村

名主八右衛門印

同 次左衛門

同 十兵衛

組頭吉兵衛

御代官様

(裏書)
一右之通り此外開発残壹畝壹歩無御座候、重而御改之節

若相違之儀御座候者何分ニも可被仰付候、以上

奥文言書直し候、以上

二一 貞享三年一月

(27)

西小林新田分年貢割付状

寅御年貢可納割付之事

一高八拾七石四斗七升九合

下総国葛飾郡印西新田之内
小林村

此取三石五斗貳升貳合五勺

右反別

下畑拾七町壹反四畝廿七歩

此取永壹貫三百七拾貳文

壹反八文取

屋敷貳反四畝廿三歩

此取永三拾七文

壹反拾五文取

永合壹貫四百九文

右之通相定之間、大小百姓立合無相違様致割、極月十日

日切可皆済、若此上増御年貢被 仰出候者追而可申渡、

於油断者急度可申付者也

貞享三寅年十一月

(代官大久保基)
大平兵衛(印)

右之村

名主

年寄

惣百姓

様御了簡にて当二月廿九日に閉門御赦免被遊候、右閉門之内昼夜番等、或ハ夫人足に罷出皆以村中百性困窮仕候、尤其節ハ入目銭等出し申間鋪与断申候へ共、むたいに高割にて出し候へと書付遣し申候御事

二二 貞享五年四月

(28)

物木村村役人不正につき願書写

(前欠)

一南新田一向宗羽中村心順寺旦那跡ミハ入組罷在候処に、去卯之暮天台宗正徳寺(きり)とそひ立、彼庄右衛門一向宗之者共へ申候ハ、村中並に罷成候へ由頼申候得共、先祖ミ之宗旨と申、達而改宗不仕候とて、一向宗加右衛門与申者共、極月廿九日ハ閉門申付、其上昼夜番三人充代ミ申付候之間致迷惑、種ミ訴訟申候へハ、成田庄介様被仰付候と譴責に申付候間、無是非五十日余番等仕候、其後 殿様迄御訴訟申上候へハ、平野左兵衛

一四年已前丑之年庄右衛門身躰不罷成候と申、五左衛門、次郎右衛門と申者を以無尽と名付、村中ハ金子沓分宛合五両沓分取、翌年無尽潰しと申出し候へハ、村中一同に迷惑仕候、就中藤兵衛与申者古来之百性に御座候得共、身躰不罷成、子共奉公に出し永ミ指置申候付、二番目取、其金子にて子とも請出し申度之由申候得者、庄右衛門申候者左候ハ、金子沓両出し候へと色ミ申候付、方ミ縁者知人へ無心申、右之金子借出し、庄右衛門方へ相渡し申候処、右之通にて却而子共夫婦共ニ奉公に出し、其上田地質物に入、右借方へ弁埒明申候御事

一藤兵衛年寄行歩も叶不申候へハ、御公儀様御役等も不罷成、縁子五左衛門と申者に卯之暮ハ高役等相勤申

定二而畑壹反五畝歩相渡し、則五左衛門麦作仕付置申候処に、当三月 御公儀様御普請御座候所に五左衛門、庄右衛門と内通致、役義相勤不申、無是非藤兵衛日用錢、毎日百文充出し相勤申候、五左衛門儀親不孝之者にて御座候御事

(九)

一三年前寅之年、助之丞^与申者之親相果申候、助之丞幼少に御座候故、伯父長五郎と一所に罷有候筈に相談仕、家財諸道具、或ハ竹木迄帳面に記し入札為致売扨申候処に、代金帳面ともに庄右衛門我俣に取置申候間、助之丞伯父共申候ハ方々借金も有之、其方口入なとも御座候間、借し方衆へ少充訴訟仕、殘金助之丞にとらせ、何とそ末々百性をも為遂申度候間、代金帳面共に此方へ相渡し候へと色々申候^者、庄右衛門申候ハ此方にても段々訴訟致、殘金其方へ相渡し可申^与申候間相待申候処に、尔今一錢も出し不申、取込罷在候御事

一大瀬物新田に御普請等諸事新本一同之御訴訟、或ハ出

下総国印旛郡小林村関係文書

錢等割合御座候処に、物新田にては畑式拾四町八反余之割合出し、村にて之割仕候にも式拾七町式反五畝歩余之出錢割掛取申候、年々式町四反五畝歩程之出錢取込罷有候御事

右之通少^度偽無御座候、慥成証拠証文、殊二庄右衛門謀略謀書之儀、隣郷迄紛無御座候、乍恐庄右衛門、五兵衛并組頭共双方御召出、御詮儀之上段々被為仰付被下候ハ、有難可奉存候、委細之儀御尋二口上可申上候、已上

貞享五年
辰四月

御代官様

二三 元禄八年三月

物木村・瀧村水溜め争論和談につき届書写

(29)

小林村
扱人

十兵衛

新五左衛門

差上申一札之事

一 下総国印旛郡物木村、瀧村用水溜メ土手論所為御見

分、各様御出被成候処ニ、小林村名主新五左衛門、同

十兵衛取噺、双方和談仕、右水溜メニ付向後出入無之

様ニ手形取替し相済申候、則取替し之手形写し差上申

候、此儀ニ付以来申分無御座候、為後日双方并扱人加

判一札差上申所、仍如件

下総国印旛郡物木村

庄右衛門

源兵へ

源右衛門

金兵へ

瀧村名主

久兵へ

十兵へ

新右衛門

原田清内殿

高木平次右衛門殿

惣右衛門

理右衛門

小林村扱人

新五左衛門

十兵へ

二四 元禄八年三月

物木村・瀧村水溜め争論和談につき取替し証文写

(30)

(前欠)

原田清内殿論所迄御出被遊、御見分可被遊候処ニ、小林村名主共罷出、扱申度旨奉願上候得者、則被為下置候ニ付、右之通双方へ和談為致相済申上ハ、何ニ而も向後申分少も無御座候、堤修復之儀ハ堤下物木村、田地之方修復ハ物木村可仕候、堤上瀧村、田地之方修復ハ物木村可仕候、勿論修復之儀年々正月末か二月初ニ可仕候、若水溜メ候時分漏水、或ハ浪ニ而堤欠目出来候ハ、

瀧村之方も物木村人足二而繕、水溜可申候、如此相極
上者双方も少も申分無御座候、為後日双方扱人加判取か
わし証文仍而如件

元禄八年多ノ三月

物木村

名主

庄右衛門

組頭

源兵へ

源右衛門

金兵へ

惣四郎

瀧村

久兵へ

新右衛門

十兵へ

惣右衛門

利右衛門

二五 元禄九年七月

小林村馬場方吉十郎質入地書上

覚

一高拾壹石九斗九升

此内訳

よこすか
中田壹反三步

板台
上畑三畝廿三步

まろ
下畑四畝十六歩

小以壹反八畝十式歩

台村之内
木戸下屋敷

是八大森村惣十郎方へ質二入置申候分

但し居山共二

林田前

上田八畝貳拾貳歩

堤中
下田壹反六畝歩

寛見
中畑五畝歩

馬場村

吉十郎持高

(31・32)

(後欠力)

合式反九畝貳拾貳歩

是八台村伝兵へ方へ質二入置申候分

さき山
下畑四畝十五歩

是八馬場村新五左衛門方へ質二入置申候分

林田前
中田六畝四歩

是八物木村次兵へ方へ質二入置申候分、只今新五左衛門所持仕候

とうかの下

上田壹反拾五歩

同所

下田五畝八歩

新山

下田七畝貳歩

合式反貳畝廿五歩

是八瀧村三郎左衛門方へ質二入置申候分

道半田

上田壹反十四歩

宮前

下畑壹反拾貳歩

田畑合式反廿六歩

是八馬場村七右衛門方へ質二入置申候分

□堤

上田壹反三畝六歩

向原

下畑五畝壹十七歩

合壹反八畝廿三歩

是八武兵衛方にて所持仕候

(後筆)

一 下田四畝壹歩

□右衛門渡り

都合壹町貳反五畝八歩畝七歩

外

一下畑壹畝七歩

是八吉十郎持高十壹石九斗九升之□(内カ)二御座候得共、

親隼人代ニ台村木戸下屋敷吉十郎分ニ罷成候、則為

替地出候分

右之通吉十郎分持高十壹石九斗九升質ニ入置申候、田畑町歩分ケ並屋鋪替地質ニ取候者方委細遂詮儀、証文等引合、壹畝壹歩之相違も無御座書上ケ申候、少も不分明成義無御座候、仍如件

元禄九子ノ七月

馬場村名主

新五左衛門(印)

組頭

吉兵へ(印)

御代官様

同

藤右衛門(印)

○翻刻は32、31は下書。

二六 元禄一〇年二月

(33)

小林村馬場方年貢皆済目録

覚

一米五拾六石九升七合

外口米済

本途

一米貳斗壹升三合

六尺給米

一永四拾貫八百八拾六文

外口水済

本途 辺田 共二台

一永貳貫三百六拾九文四分

百石壹分同断

右者元禄八亥御年貢米永辻往大豆代米運賃相渡之外、度々上納小手形ヲ以一紙手形引替令皆済者也

守屋助次郎手代

元禄拾丑二月

戸加崎善太夫(印)

小林馬場村名主 百姓中